

資 料 編

資料編 目次

1	東京都動物愛護管理審議会委員名簿	5 5
2	関係局名簿、事務局名簿	5 6
3	東京都動物愛護管理審議会の審議経過	5 7
4	動物行政体系図	5 8
5	動物の愛護及び管理に関する法律	5 9
6	東京都動物の愛護及び管理に関する条例	6 3
7	東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（抄）	7 2
8	家庭動物等の飼養及び保管に関する基準	7 9
9	展示動物の飼養及び保管に関する基準	8 3
10	産業動物の飼養及び保管に関する基準	8 6
11	狂犬病予防法	8 8
12	化製場等に関する法律（抄）	9 2
13	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、同施行令 及び同法第 54 条第 1 号の輸入禁止地域等を定める省令（抄）	9 3
14	家畜伝染病予防法（抄）	9 7
15	東京都地域防災計画 震災編（抜粋）	10 1
16	主な動物関係法の所管及び対象動物	10 3
17	動物愛護推進員制度概要	10 4
18	飼い主のいない猫との共生モデルプラン実施状況	10 6
19	人と動物との共通感染症等 解説	10 7
20	脚注一覧	10 9

1 東京都動物愛護管理審議会委員名簿

(50音順)

1 学識経験を有する者

氏名	職業・役職名等	選任区分
会田 保彦	(財)日本動物愛護協会事務局長	関係団体
石井 栄子	主婦連合会常任理事	都民代表
小山 洋子	東京都小学校PTA協議会顧問	都民代表
佐藤 志伸	(社)東京都獣医師会理事	関係団体
◎関 哲夫	弁護士	専門知識
田中 傳	(社)日本愛玩動物協会理事長	関係団体
土屋 たかゆき	都議会民主党	都議会議員
鳩山 太郎	無所属(友愛)	都議会議員
○林 良博	東京大学農学部教授	専門知識
山加 朱美	東京都議会自由民主党	都議会議員
山口 千津子	(社)日本動物福祉協会専門調査員	関係団体
山口 安夫	(社)日本動物保護管理協会事務局長	関係団体

2 関係行政機関の職員

氏名	職業・役職名等
大山 恭司	千代田区助役
斉藤 好平	八王子市助役

◎：審議会会長、○審議会副会長

2 関係局名簿、事務局名簿

1 関連局（庁）

氏 名	所 属 ・ 職 名
宮 本 明	総務局総合防災部震災対策担当副参事
専 通 英 樹	生活文化局広報公聴部都民の声課長
漆 原 邦 夫	環境局自然環境部計画課長
半 田 保 之	産業労働局農林水産部農業振興課長
青 戸 好 久	建設局公園緑地部公園課長
巽 公 一	教育庁指導部指導企画課長
金 子 哲 昭	警視庁生活安全部保安課管理官
窪 田 和 弘	東京消防庁救急部救急医務課長
前 田 秀 雄	健康局医療サービス部感染症対策課長

2 事務局

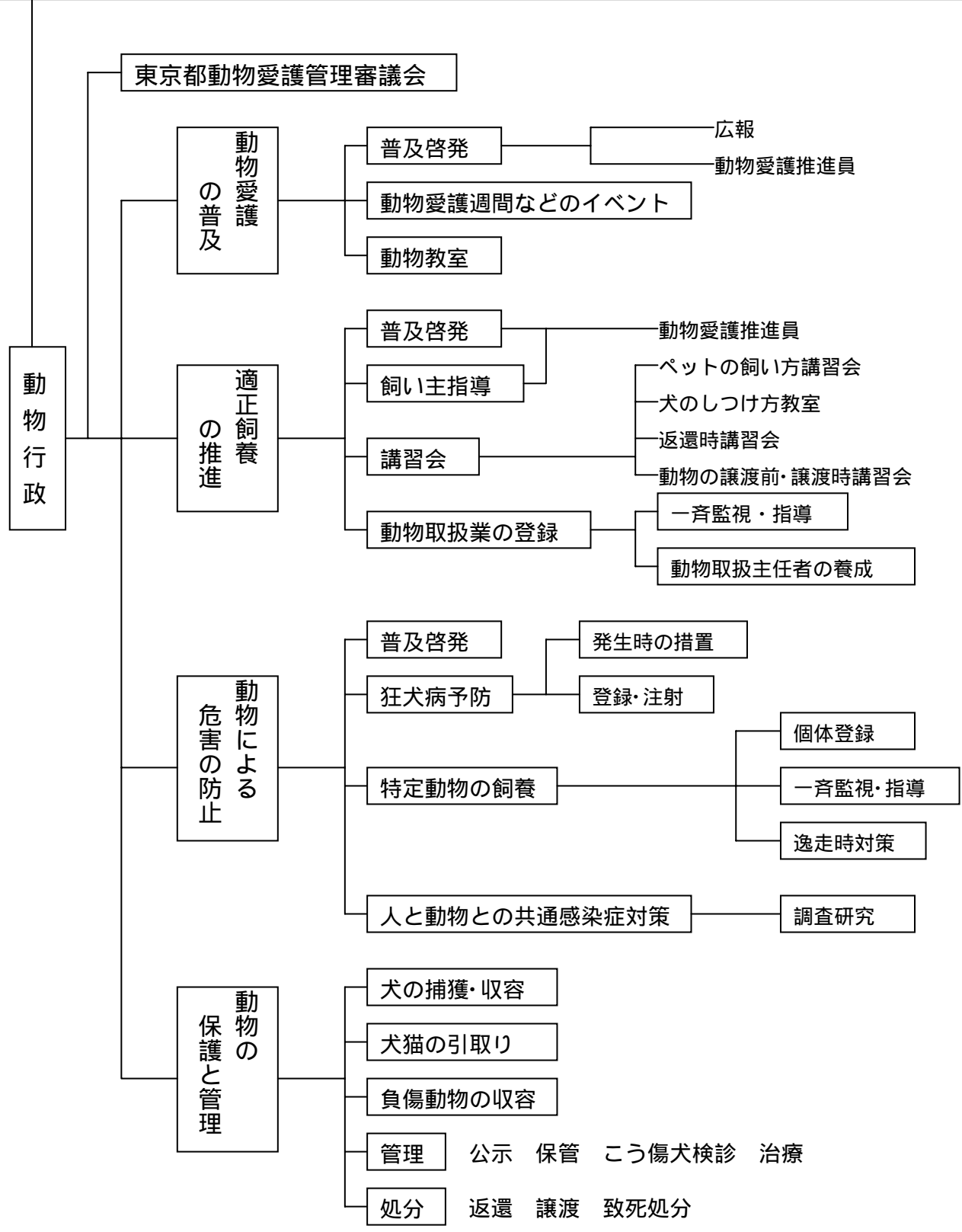
氏 名	所 属 ・ 職 名
平 井 健 一	健康局長
齋 藤 進	地域保健部長
小 松 博 久	健康局参事（地域保健推進担当）
篠 田 林 歌	環境衛生課長
田 中 節 夫	動物愛護相談センター所長

3 東京都動物愛護管理審議会の審議経過

月 日	内 容
<平成15年> 8月7日(木曜日)	第一回動物愛護管理審議会 「東京都動物愛護推進総合基本計画の策定について」 諮問(骨子案審議、起草委員会の設置承認)
8月26日(火曜日)	第一回起草委員会 (起草案作成)
10月31日(金曜日)	第二回起草委員会 (起草案検討・確認)
	第二回動物愛護管理審議会 (起草案審議)
11月19日(水曜日)	審議結果を踏まえ、答申原案の取りまとめ 各委員へ送付・内容の検討
11月25日(火曜日)	各委員からの修正意見を集約
12月8日(月曜日)	各委員へ修正後の答申原案を送付
12月8日(月曜日)から 12月19日(金曜日)まで	局ホームページによりパブリックコメントを募集
12月25日(木曜日)	各委員にパブリックコメントを踏まえた答申案 を送付・内容の検討
<平成16年> 1月13日(火曜日)	各委員からの修正意見を集約 最終答申案の取りまとめ
1月20日(火曜日)	第三回動物愛護管理審議会 答 申

4 動物行政体系図

根拠法令
 狂犬病予防法（昭和 25 年 8 月 26 日法律第 247 号）
 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年 10 月 1 日法律第 105 号）
 東京都動物の愛護及び管理に関する条例（昭和 54 年 10 月 27 日東京条例第 81 号）
 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）



5 動物の愛護及び管理に関する法律

〔 昭和 48 年 10 月 1 日 〕
〔 法律 第 105 号 〕

最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 221 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

(普及啓発)

第 3 条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

(動物愛護週間)

第 4 条 ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、9月20日から同月26日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

第 2 章 動物の適正な飼養及び保管

第 1 節 総則

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第 5 条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物を適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持つように努めなければならない。

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずるように努めなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

(動物販売業者の責務)

第 6 条 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるように努めなければならない。

(地方公共団体の措置)

第 7 条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について、動物の所有者又は占有者に対する指導その他の必要な措置を講ずることができる。

第 2 節 動物取扱業の規制

(動物取扱業の届出)

第 8 条 動物(哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節及び次節において同じ。)の飼養又は保管のための施設(以下「飼養施設」という。)を設置して動物取扱業(動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下同じ。)を営もうとする者は、飼養施設を設置する事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)にあつては、その長とする。以下この節並びに第15条第1項及び第2項において同じ。)に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 飼養施設を設置する事業所の名称及び所在地
- 三 主として取り扱う動物の種類及び数
- 四 飼養施設の構造及び規模
- 五 飼養施設の管理の方法
- 六 その他環境省令で定める事項

2 前項の規定による届出には、飼養施設の配置図及び付近の見取図その他の環境省令で定める書類を添付しなければならない。

(変更の届出)

第9条 前条第1項の規定による届出をした者(以下「動物取扱業者」という。)は、同項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 動物取扱業者は、前条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(承継)

第10条 動物取扱業者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該動物取扱業者の地位を承継する。

2 前項の規定により動物取扱業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(基準遵守義務)

第11条 動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するために飼養施設の構造、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

2 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、前項の基準に代えて動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

(勧告及び命令)

第12条 都道府県知事は、動物取扱業者が前条第1項又は第2項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、飼養施設の構造、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第13条 都道府県知事は、第8条から前条までの規定の施行に必要な限度において、動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物取扱業者の飼養施設を設置する事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(条例による措置)

第14条 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するため、必要があると認めるときは、飼養施設を設置して動物取扱業を営む者(動物取扱業を営もうとする者を含む。)に対して、この節に規定する措置に代えて、動物の飼養及び保管に関し、条例で、特別の規制措置を定めることができる。

第3節 周辺の生活環境の保全に係る措置

第15条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、市町村(特別区を含む。)の長(指定都市の長を除く。)に対し、前2項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。

第4節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

第16条 地方公共団体は、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、条例で定めるところにより、動物の所有者又は占有者が動物の飼養又は保管に関し遵守すべき事項を定め、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物の飼養について許可を必要とする等により制限し、当該動物の所有者又は占有者その他関係者に対し、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるべきことを命じ、必要があると認めるときは、その職員に、当該動物の所有者又は占有者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、当該動物の飼養状況を調査させる等動物の飼養及び保管に関し必要な措置を講ずることができる。

第5節 動物愛護担当職員

第17条 地方公共団体は、条例で定めるところにより、第13条第1項の規定による立入検査又は前条の規定に基づく条例の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員(次項において「動物愛護担当職員」という。)を置くことができる。

- 2 動物愛護担当職員は、当該地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもつて充てる。

第3章 都道府県等の措置等

(犬及びねこの引取り)

第18条 都道府県等(都道府県及び指定都市、地方自治法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)その他政令で定める市(特別区を含む。以下同じ。)をいう。以下同じ。)は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この場合において、都道府県知事等(都道府県等の長をいう。以下同じ。)は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができる。

- 2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。

3 都道府県知事は、市町村(特別区を含む。)の長(指定都市、中核市及び第1項の政令で定める市の長を除く。)に対し、第1項(前項において準用する場合を含む。第5項及び第6項において同じ。)の規定による犬又はねこの引取りに関し、必要な協力を求めることができる。

4 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする公益法人その他の者に犬及びねこの引取りを委託することができる。

5 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第1項の規定により引取りを求められた場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。

6 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第1項の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

(負傷動物等の発見者の通報措置)

第19条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物又は犬、ねこ等の動物の死体を発見した者は、すみやかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

3 前条第5項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

(犬及びねこの繁殖制限)

第20条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

2 都道府県等は、第18条第1項の規定による犬又はねこの引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

(動物愛護推進員)

第21条 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- 三 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。
- 四 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。

(協議会)

第22条 都道府県等、動物の愛護を目的とする公益法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

第4章 雑則

(動物を殺す場合の方法)

第23条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができる。

(動物を科学上の利用に供する場合の方法及び事後措置)

第24条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥つている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。

3 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第1項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定め

ることができる。

(経過措置)

第 25 条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(審議会の意見の聴取)

第 26 条 環境大臣は、第 5 条第 4 項、第 11 条第 1 項若しくは第 24 条第 3 項の基準の設定、第 15 条第 1 項の事態の設定又は第 18 条第 5 項(第 19 条第 3 項において準用する場合を含む。)若しくは第 23 条第 2 項の定めをしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かななければならない。これらの基準、事態又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第 5 章 罰則

第 27 条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、30 万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、30 万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第 28 条 第 12 条第 2 項の規定による命令に違反した者は、30 万円以下の罰金に処する。

第 29 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

一 第 8 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第 13 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第 15 条第 2 項の規定による命令に違反した者

第 30 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第 31 条 第 9 条第 2 項又は第十条第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20 万円以下の過料に処する。

6 東京都動物の愛護及び管理に関する条例

〔 昭和54年10月27日
東京都条例第81号 〕

最終改正 平成15年3月14日東京都条例第52号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、都民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もつて人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 動物 人の飼養（保管を含む。以下同じ。）する動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するものをいう。
- 二 特定動物 ライオン、わし、わにその他の危険な動物で、東京都規則（以下「規則」という。）で定めるものをいう。
- 三 飼い主 動物の所有者（所有者以外の者が飼養する場合は、その者を含む。）をいう。
- 四 動物取扱業 次に掲げる行為を業として行う目的で、施設を設置して動物を飼養することをいう。ただし、国又は地方公共団体が飼養する場合を除く。
 - イ 動物の販売
 - ロ 動物の貸出し
 - ハ 動物の一時預かり
 - ニ 動物の訓練又は調教
 - ホ 動物の輸出又は輸入
 - ヘ 動物の美容又は装飾
 - ト その他規則で定める行為
- 五 施設 動物を飼養するための工作物その他規則で定める物をいう。

(都の責務)

第3条 都は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）及びこの条例の目的を達成するため、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた基本的かつ総合的な施策を策定し、都民と協力して、実施するよう努めるものとする。

(区市町村の協力)

第4条 知事は、法及びこの条例の目的を達成するため、特別区及び市町村に対し、必要な協力を求めることができる。

(都民の責務)

第5条 都民は、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、動物の愛護に努めるとともに、都が行う施策に協力するよう努めなければならない。

(飼い主等の責務)

第6条 飼い主は、動物の本能、習性等を理解するとともに、命あるものである動物の飼い主としての責任を十分に自覚して、動物を適正に飼養するよう努めなければならない。

- 2 飼い主は、周辺環境に配慮し、近隣住民の理解が得られるよう心がけ、もつて人と動物が共生できる環境づくりに努めなければならない。
- 3 動物の所有者は、動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするよう努めなければならない。
- 4 動物の所有者は、動物を終生飼養するよう努めなければならない。
- 5 動物の所有者は、動物を終生にわたり飼養することが困難となつた場合には、新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

(飼い主になろうとする者の責務)

第6条の2 飼い主になろうとする者は、動物の本能、習性等を理解し、飼養の目的、環境等に適した動物を選ぶよう努めなければならない。

第2章 動物の適正な飼養等

(動物飼養の遵守事項)

第7条 飼い主は、動物を適正に飼養するため、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 適正にえさ及び水を与えること。
- 二 人と動物との共通感染症に関する正しい知識を持ち、感染症の予防に注意を払うこと。
- 三 動物の健康状態を把握し、異常を認めた場合には、必要な措置を講ずること。
- 四 適正に飼養できる施設を設けること。
- 五 汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔にすること。
- 六 公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷させないこと。
- 七 異常な鳴き声、体臭、羽毛等により人に迷惑をかけないこと。
- 八 逸走した場合は、自ら搜索し、収容すること。

(ねこの飼い主等の遵守事項)

第8条 ねこの飼い主は、他人に迷惑をかけないように飼養するよう努めなければならない。

2 ねこの所有者は、ねこを屋外で行動できるような方法で飼養する場合には、感染症を予防し、及びみだりに繁殖することを防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(犬の飼い主の遵守事項)

第9条 犬の飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 犬を逸走させないため、犬をさく、おりその他の囲いの中で飼養し、又は人の生命若しくは身体に危害を加えるおそれのない場所において、固定した物に綱若しくは鎖で確実につないで飼養すること。ただし、次のイからニまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - イ 警察犬、盲導犬等をその目的のために使用する場合
 - ロ 犬を制御できる者が、人の生命、身体及び財産に対する侵害のおそれのない場所並びに方法で犬を訓練する場合
 - ハ 犬を制御できる者が、犬を綱、鎖等で確実に保持して、移動させ、又は運動させる場合
 - ニ その他逸走又は人の生命、身体及び財産に対する侵害のおそれのない場合で、規則で定めるとき。
- 二 犬をその種類、健康状態等に応じて、適正に運動させること。
- 三 犬に適切なしつけを施すこと。
- 四 犬を飼養している旨の標識を、施設等のある土地又は建物の出入口付近の外部から見やすい箇所に掲示しておくこと。

(特定動物等の飼い主の遵守事項)

第10条 特定動物、人の生命若しくは身体に危害を加えたことのある犬又は人に感染するおそれのある有害な病原体に汚染されている動物(以下「特定動物等」という。)の飼い主は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 特定動物等の行動に常に注意を払うとともに、定期的に施設等を点検すること。
- 二 地震、火災等の非常災害時における特定動物等を逸走させないための対策を講じておくこと。

第3章 動物取扱業の規制

(動物取扱業の登録)

第11条 動物取扱業を営もうとする者は、施設を設置する事業所ごとに、あらかじめ、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名
- 二 施設を設置する事業所の名称
- 三 施設を設置する事業所の所在地
- 四 営業の種類
- 五 主として取り扱う動物の種類及び標準的な取扱数
- 六 施設の構造及び規模
- 七 第19条に基づき設置する動物取扱主任者の氏名及び動物取扱主任者登録番号
- 八 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の申請書には、施設の配置図及び付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録事項及び動物取扱業登録証の交付等)

第12条 知事は、前条第1項の登録の申請があつたときは、同条第2項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を登録する。

- 2 知事は、前項の登録を行つたときは、次に掲げる事項を記載した動物取扱業登録証を、登録を受けた者（以下「動物取扱業者」という。）に交付しなければならない。
 - 一 動物取扱業者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名
 - 二 施設を設置する事業所の名称
 - 三 施設を設置する事業所の所在地
 - 四 登録年月日
 - 五 登録番号
- 3 動物取扱業者は、前項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があつたときは、動物取扱業登録証の書換えを知事に申請しなければならない。
- 4 動物取扱業者は、動物取扱業登録証を破り、汚し、又は失つたときは、動物取扱業登録証の再交付を知事に申請しなければならない。
- 5 動物取扱業者は、前項の規定により動物取扱業登録証を再交付された後、失つた動物取扱業登録証を発見したときは、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

（動物取扱業登録証の掲示）

第13条 動物取扱業者は、前条第2項の動物取扱業登録証を、事業所の見やすい箇所に掲示しておかなければならない。

（変更及び廃止）

第14条 動物取扱業者は、第11条第2項第4号から第8号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 動物取扱業者は、登録に係る施設の使用を廃止したときは、動物取扱業登録証を添えて、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定による届出には、規則で定める書類を添付しなければならない。

（抹消）

第15条 知事は、前条第2項の規定による廃止の届出があつたときは、第12条第1項の登録を抹消するものとする。

（承継）

第16条 動物取扱業者について相続、合併又は分割（当該動物取扱業を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該動物取扱業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該動物取扱業を承継した法人は、当該動物取扱業者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により動物取扱業者の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

（基準遵守義務）

第17条 動物取扱業者は、動物の健康及び安全の保持、動物による危害防止並びに施設周辺の良好な生活環境の維持のため、施設の構造、その取り扱う動物の管理の方法等に関し規則で定める基準を遵守しなければならない。

（動物取扱業者の責務）

第18条 動物取扱業者は、営業を行う上において、その相手方である購入者、借受人、飼い主等に対し、当該動物の適正な飼養の方法について必要な説明を行い、理解させるよう努めなければならない。

（動物取扱主任者の設置及び役割）

第19条 動物取扱業者は、適正に動物の管理をさせるため、その施設ごとに専任の動物取扱主任者を置かなければならない。ただし、動物取扱業者が自ら動物取扱主任者となつて管理する施設は、この限りでない。

- 2 動物取扱業者は、動物取扱主任者の氏名を事業所の見やすい箇所に掲示しておかなければならない。
- 3 動物取扱主任者は、当該動物取扱業においてこの条例又はこの条例の規定に基づく命令若しくは処分の違反が行われないように動物又は施設の管理にかかわる者を監督しなければならない。
- 4 動物取扱主任者は、動物及び施設の管理に関しての不備又は不適事項を発見した場合は、動物取扱業者に対して改善を建言しなければならない。
- 5 動物取扱業者は、動物取扱主任者の動物及び施設の管理に関しての建言に対して速やかに対処し、改善するよう努めなければならない。
- 6 動物取扱主任者は、適正に動物を飼養するための知識の習得に努めなければならない。

（動物取扱主任者の資格）

第20条 都の主催する動物取扱主任者講習会の課程を修了した者又はこれに準ずる者として規則で定める

者であつて、次の各号のいずれにも該当しない者は、動物取扱主任者となることができる。

- 一 成年被後見人
- 二 満 18 歳に満たない者

(動物取扱主任者証の交付)

第 21 条 動物取扱主任者になろうとする者は、知事から動物取扱主任者証の交付を受けなければならない。

- 2 前項の動物取扱主任者証の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - 一 氏名及び住所
 - 二 生年月日
 - 三 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 知事は、前項の申請があつたときは、同項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を登録する。
- 4 知事は、前項の登録を行つたときは、次の各号に掲げる事項を記載した動物取扱主任者証を動物取扱主任者に交付しなければならない。
 - 一 氏名
 - 二 生年月日
 - 三 登録年月日
 - 四 登録番号
- 5 動物取扱主任者は、動物取扱主任者証の記載事項に変更があつたときは、動物取扱主任者証の書換えを知事に申請しなければならない。
- 6 動物取扱主任者は、動物取扱主任者証を破り、汚し、又は失つたときは、動物取扱主任者証の再交付を知事に申請しなければならない。
- 7 動物取扱主任者は、前項の規定により動物取扱主任者証を再交付された後、失つた動物取扱主任者証を発見したときは、速やかにこれを知事に返納しなければならない。
- 8 第 3 項の規定による登録をした者は、住所その他規則で定める事項を変更したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(動物取扱主任者証の返納)

第 22 条 動物取扱主任者が死亡し、又は失踪^{そつ}の宣告を受けたときは、その親族又は同居者は、速やかに動物取扱主任者証を知事に返納しなければならない。

(適正飼養講習会の開催等)

第 23 条 知事は、動物取扱主任者の資質の向上のため、適正飼養講習会の開催その他必要な措置を講じなければならない。

(勧告、命令及び氏名等の公表)

- 第 24 条 知事は、動物取扱業者が第 17 条の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、施設の構造及びその取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
 - 3 知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その者の氏名その他規則で定める事項を公表することができる。

第 4 章 特定動物の飼養

(特定動物の飼養許可)

第 25 条 特定動物を飼養しようとする者は、あらかじめ、その種類ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が設置し、及び管理する施設内で飼養する場合
 - 二 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する大学が設置し、及び管理する施設内で試験又は研究のために飼養する場合
 - 三 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 4 条の 2 第 1 項に規定する特定機能病院が設置し、及び管理する施設内で試験又は研究のために飼養する場合
 - 四 獣医療法(平成 4 年法律第 46 号)第 2 条第 2 項に規定する診療施設内で診療のために飼養する場合
 - 五 搬送のために都内を通過する場合
 - 六 前各号に掲げる場合のほか、規則で定める場合
- 2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 一 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 飼養の目的
 - 三 動物の種類及び数
 - 四 施設の所在地及び設置場所

- 五 施設の規模及び構造
- 六 飼養の作業に従事する者に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 前項の申請書には、施設の所在地付近の見取図、施設の構造及び規模を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。
- 4 知事は、第1項の許可をするに当たっては、特定動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するために必要な限度において、1年を下らない有効期間その他の条件を付することができる。

(変更の許可及び届出)

- 第26条 前条第1項の許可を受けた者は、同条第2項第3号、第4号又は第5号に掲げる事項を変更しようとするとき(第3号にあつては、数を増加しようとするときに限る。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。
- 2 前条第4項の規定は、前項の許可について準用する。
 - 3 前条第1項の許可を受けた者は、同条第2項第1号、第2号、第6号又は第7号に掲げる事項を変更したときは、その日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
 - 4 前条第1項又は第1項の許可を受けた者(以下「特定動物を飼養する者」という。)は、特定動物の飼養をやめたときは、その日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(許可の要件)

- 第27条 知事は、第25条第1項又は前条第1項の許可を受けようとする者が、次の各号に掲げる要件に適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならない。
- 一 特定動物を適正に飼養するための施設で、規則で定める基準に適合するものを有すること。
 - 二 次のイからニまでに掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - イ 成年被後見人
 - ロ 満18歳に満たない者
 - ハ 第30条第3号の規定により許可を取り消され、その取消しの日から1年を経過していない者
 - ニ 旅行による長期間不在等のため、特定動物を適正に飼養することができないと明らかに認められる者
 - 三 自ら飼養の作業に従事しない場合は、前号イからニまでに掲げる事項のいずれにも該当しない者をして飼養の作業に従事させるものであること。

(特定動物の施設内飼養)

- 第28条 特定動物を飼養する者は、特定動物を当該許可に係る施設内で飼養し、その外へ出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、人の生命、身体及び財産に対する侵害のおそれのない方法で取り扱うときは、この限りでない。
- 一 特定動物の取扱いに熟練した者の管理の下で、興行、展示、映画製作その他規則で定めるものに使用する場合
 - 二 特定動物の取扱いに熟練した者の管理の下で、規則で定める基準に適合する施設により、搬送する場合
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、規則で定める場合

(標識)

- 第29条 特定動物を飼養する者は、特定動物を飼養している旨の標識を、施設のある土地又は建物の出入口付近の外部から見やすい箇所に掲示しておかななければならない。

(許可の取消し)

- 第30条 知事は、特定動物を飼養する者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消すことができる。
- 一 第25条第4項(第26条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、許可に付した条件に違反した場合
 - 二 第27条各号に掲げる許可の要件を満たさなくなつた場合
 - 三 第28条の規定に違反して、特定動物を施設の外へ出した場合

(特定動物の個体登録)

- 第31条 第25条第1項の許可を受けた者は、当該施設において特定動物を飼養し始めた日から起算して10日以内に、当該動物の個体ごとに知事の登録を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 既に登録してある動物を購入する等により飼養する場合
 - 二 食用に供する目的で、まむし等のへび類を飼養する場合
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、規則で定める場合
- 2 前項の登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければ

らない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名
- 二 第 25 条第 1 項の許可の年月日及び許可番号
- 三 動物の種類
- 四 動物の入手方法
- 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 3 知事は、前項の登録の申請があつたときは、登録を行い、その動物の飼養者に特定動物個体登録証を交付しなければならない。
- 4 第 25 条第 1 項の許可を受け、かつ、既に登録してある動物を購入する等により飼養する者は、当該施設で動物を飼養し始めた日から 10 日以内に、その旨を当該動物の特定動物個体登録証を添えて知事に届け出なければならない。
- 5 第 3 項の登録を受けた者又は第 1 項第 1 号により特定動物を飼養する者は、特定動物個体登録証を破り、汚し、又は失つたときは、特定動物個体登録証の再交付を知事に申請しなければならない。
- 6 第 3 項の登録を受けた者又は第 1 項第 1 号により特定動物を飼養する者は、前項の規定により特定動物個体登録証を再交付された後、失つた特定動物個体登録証を発見したときは、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

(特定動物個体登録証の管理)

第 32 条 登録された動物を飼養する者は、当該動物との照合ができるように当該特定動物個体登録証を管理しておかなければならない。

(登録変更の届出)

- 第 33 条 登録された動物を飼養する者は、当該動物が死亡したとき又は当該動物の所在地が都外になつたときは、その日から 10 日以内にその旨を当該動物の特定動物個体登録証を添えて知事に届け出なければならない。
- 2 登録された動物を飼養する者は、第 31 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 5 号に掲げる事項を変更したときは、その日から 10 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

第 5 章 動物の引取り、収容等

(犬又はねこの引取り)

- 第 34 条 知事は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められた場合において、当該所有者が継続して飼養することができないことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、これを引き取るものとする。
- 2 知事は、前項の規定により犬又はねこを引き取るときは、日時、場所その他これを引き取るために必要な指示をすることができる。
- 3 知事は、所有者の判明しない犬又はねこの引取りを、その拾得者から求められた場合において、当該犬又はねこを引き取ることがやむを得ないと認めるときは、これを引き取るものとする。

(犬の収容)

- 第 35 条 知事は、飼い主が第 9 条第 1 号の規定に違反したため、逸走している犬があるときは、その職員をしてこれを収容させることができる。
- 2 職員は、収容しようとしている犬がその飼い主又はその他の者の土地、建物、船舶又は車両内に入った場合において、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。

(負傷した犬、ねこ等の収容等)

- 第 36 条 知事は、道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、又は負傷している犬、ねこ又は規則で定める動物（以下「犬、ねこ等」という。）を発見した者から通報があつた場合において、その所有者が判明しないときは、これを収容するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により犬、ねこ等を収容したときは、治療その他必要な措置を講ずるものとする。

(公示等)

- 第 37 条 知事は、所有者の判明しない犬、ねこ等を引き取り、又は収容したときは、当該動物の種類、収容等の日時、場所その他必要な事項を 2 日間公示するものとする。
- 2 知事は、第 35 条第 1 項の規定により収容した犬の所有者が判明しているときは、その所有者に対し、通知を受けた日から 2 日以内にこれを引き取るべき旨を通知するものとする。
- 3 知事は、所有者が第 1 項の公示期間満了の後 2 日以内に当該動物を引き取らないとき、及び所有者が前項の通知到達後 2 日以内に当該犬を引き取らないときは、これを処分することができる。

(譲渡)

第 38 条 知事は、第 34 条第 1 項及び第 3 項、第 35 条第 1 項並びに第 36 条第 1 項の規定により引き取り、又は収容した犬、ねこ等を、その飼養を希望する者で、適正に飼養できると認めるものに譲渡することができる。

2 前項の規定による譲渡を求める者は、あらかじめ、その旨を知事に申し出なければならない。

(野犬の駆除)

第 39 条 知事は、野犬(飼い主のいない犬をいう。以下同じ。)が人の生命、身体若しくは財産を侵害し、又は侵害するおそれのある場合で、通常の方法によつては収容することが著しく困難であると認めるときは、一定の区域及び期間を定め、薬物等を使用して、これを駆除することができる。

2 知事は、前項の規定により野犬を駆除しようとするときは、当該区域及びその付近の住民に対して、あらかじめ、その旨を周知させるものとする。

(人と動物との共通感染症の調査等)

第 40 条 知事は、人と動物との共通感染症に関し、調査及び研究を行うとともに、その防疫措置について必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

第 6 章 緊急時の措置等

(緊急時の措置)

第 41 条 飼い主は、その飼養する特定動物等が逸走したときは、直ちに、知事及び警察官にその旨を通報するとともに、当該特定動物等を捕獲するなど、人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

2 知事は、前項の通報があつた場合又は飼い主が直ちに判明しない特定動物等が逸走した場合で、人の生命、身体又は財産に対する急迫の侵害のおそれがあると認めるときは、その職員をして、当該特定動物等を捕獲し、又は殺処分させることができる。

(事故発生時の措置)

第 42 条 飼い主は、その飼養する動物が人の生命又は身体に危害を加えたときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、事故発生の時から 24 時間以内に、知事に届け出なければならない。

2 犬の飼い主は、その犬が人をかんだときは、事故発生の時から 48 時間以内に、その犬を狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診させなければならない。

(措置命令)

第 43 条 知事は、動物が人の生命、身体若しくは財産を侵害したとき、又は侵害するおそれがあると認めるときは、当該動物の飼い主に対し、次の各号に掲げる措置を命ずることができる。

- 一 施設を設置し、又は改善すること。
- 二 動物は施設内で飼養すること。
- 三 動物に口輪をつけること。
- 四 動物を殺処分すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、必要な措置

(報告及び検査等)

第 44 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主その他関係人から必要な報告を求め、又はその職員に施設その他動物の飼養に係りのある場所(人の住居を除く。)に立ち入り、施設その他の物件を検査させ、又は調査させることができる。

第 7 章 雑則

(動物監視員)

第 45 条 知事は、第 35 条の規定による犬の収容、前条の規定による立入検査又は調査その他の動物の愛護及び管理に関する監視及び指導を行わせるため、動物監視員を置く。

2 動物監視員は、職員のうちから獣医師等動物の適正な飼養に関し専門的な知識を有する者をもって充てる。

3 前項に定めるもののほか、動物監視員の資格その他動物監視員に関し必要な事項は、規則でこれを定める。

4 動物監視員は、第 1 項に規定する犬の収容及び立入検査又は調査を行う場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(動物愛護推進員)

第 46 条 知事は、動物の愛護及び適正な飼養の推進について熱意と識見を有する都民のうちから、動物愛

護推進員を委嘱することができる。

- 2 前項の動物愛護推進員は、法第 21 条第 1 項に規定する動物愛護推進員とする。
- 3 動物愛護推進員は、法第 21 条第 2 項に掲げるもののほか、次に掲げる活動を行う。
 - 一 飼い主になろうとする者に対し、その求めに応じて、飼養の目的、環境等に適した動物の選び方に関する必要な助言をすること。
 - 二 飼い主に対し、その求めに応じて、動物の適正な飼養方法に関する必要な助言をすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定めること。

(動物愛護管理審議会)

- 第 47 条 動物の愛護及び管理に関する重要な事項について、知事の諮問に応じて調査及び審議を行わせるため、知事の附属機関として、東京都動物愛護管理審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、20 人以内の委員で組織する。
 - 3 前項の委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱する。
 - 4 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 前各項に規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(手数料等)

第 48 条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める額の範囲内で、規則で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第 11 条第 1 項の規定により登録を申請する者
動物取扱業登録申請手数料 1 件につき 4800 円
 - 二 第 12 条第 3 項の規定により書換えを申請する者
動物取扱業登録証書換申請手数料 1 件につき 4100 円
 - 三 第 12 条第 4 項の規定により再交付を申請する者
動物取扱業登録証再交付申請手数料 1 件につき 2800 円
 - 四 第 21 条第 1 項の規定により交付を申請する者
動物取扱主任者証交付申請手数料 1 件につき 4100 円
 - 五 第 21 条第 5 項の規定により書換えを申請する者
動物取扱主任者証書換申請手数料 1 件につき 1400 円
 - 六 第 21 条第 6 項の規定により再交付を申請する者
動物取扱主任者証再交付申請手数料 1 件につき 2600 円
 - 七 第 25 条第 1 項又は第 26 条第 1 項の規定により許可を申請する者
特定動物飼養又は変更許可申請手数料 1 件につき 5 万 1000 円
 - 八 第 31 条第 1 項の規定により登録を申請する者
特定動物個体登録申請手数料 1 件につき 3000 円
 - 九 第 31 条第 5 項の規定により再交付を申請する者
特定動物個体登録証再交付申請手数料 1 件につき 2000 円
 - 十 第 34 条第 1 項の規定により引取りを求める者
引取り手数料 1 頭又は 1 匹につき 5800 円
- 2 第 34 条第 3 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条第 1 項の規定により知事が引き取り、又は収容した動物の返還を求める飼い主は、規則で定めるところにより、当該動物の飼養等に要した費用を納付しなければならない。
- 3 知事は、特別の理由があると認めるときは、第 1 項の手数料又は前項の飼養等に要した費用を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 49 条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第 8 章 罰則

(罰則)

- 第 50 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。
- 一 第 25 条第 1 項の規定に違反して、知事の許可を受けずに特定動物を飼養した者
 - 二 第 43 条の規定により命ぜられた同条第 4 号の措置を行わなかった者
- 第 51 条 第 24 条第 2 項の規定による命令に違反した者は、30 万円以下の罰金に処する。
- 第 52 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。
- 一 第 11 条第 1 項の規定に違反して、知事の登録を受けずに動物取扱業を営んだ者又は虚偽の申請をして同項の登録を受けた者
 - 二 第 14 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 三 第 44 条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による立入検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第 53 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 26 条第 1 項の規定に違反して、知事の許可を受けないで第 25 条第 2 項第 3 号、第 4 号又は第 5 号に掲げる事項を変更した（第 3 号にあつては、数を増加した場合に限る。）者
- 二 第 31 条第 1 項の規定による特定動物の個体の登録を行わなかつた者
- 三 第 41 条第 1 項の規定による通報をしなかつた者
- 四 第 42 条第 2 項の規定に違反して、犬を獣医師に検診させなかつた者
- 五 第 43 条の規定により命ぜられた同条第 1 号、第 2 号又は第 3 号の措置を行わなかつた者

第 54 条 次の各号のいずれかに該当する者は、拘留又は科料に処する。

- 一 第 9 条第 1 号の規定に違反して、犬を飼養した者
- 二 第 28 条の規定に違反して、特定動物を施設の外へ出した者
- 三 第 42 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（両罰規定）

第 55 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前 5 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第 56 条 第 14 条第 2 項又は第 16 条第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5 万円以下の過料に処する。

7 東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（抄）

〔 昭和 55 年 2 月 14 日 〕
東京都規則第 8 号

最終改正 平成 15 年 3 月 14 日東京都規則第 46 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、東京都動物の愛護及び管理に関する条例（昭和 54 年東京都条例第 81 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（申請又は届出）

第 3 条 次の表の上欄に掲げる申請又は届出をしようとする者は、同表下欄に掲げる申請書又は届書を知事に提出しなければならない。

申請又は届出の種類	申請書又は届書の名称
条例第 11 条第 2 項の規定による登録の申請	動物取扱業登録申請書 （別記第 1 号様式）
条例第 12 条第 3 項の規定による書換えの申請	動物取扱業登録証書換申請書 （別記第 2 号様式）
条例第 12 条第 4 項の規定による再交付の申請	動物取扱業登録証再交付申請書 （別記第 3 号様式）
条例第 12 条第 5 項の規定による返納の届出	動物取扱業登録証返納届 （別記第 4 号様式）
条例第 14 条第 1 項の規定による変更の届出	動物取扱業変更届 （別記第 5 号様式）
条例第 14 条第 2 項の規定による廃止の届出	動物取扱業廃止届 （別記第 6 号様式）
条例第 16 条第 2 項の規定による地位の承継の届出	動物取扱業者の地位の承継届 （別記第 7 号様式）
条例第 21 条第 2 項の規定による交付の申請	動物取扱主任者証交付申請書 （別記第 8 号様式）
条例第 21 条第 5 項の規定による書換えの申請	動物取扱主任者証書換申請書 （別記第 9 号様式）
条例第 21 条第 6 項の規定による再交付の申請	動物取扱主任者証再交付申請書 （別記第 10 号様式）
条例第 21 条第 7 項及び第 22 条の規定による返納の届出	動物取扱主任者証返納届 （別記第 11 号様式）
条例第 21 条第 8 項の規定による変更の届出	動物取扱主任者登録事項変更届 （別記第 12 号様式）
条例第 25 条第 1 項の規定による許可及び第 26 条第 1 項の規定による変更許可の申請	特定動物飼養（変更）許可申請書 （別記第 13 号様式）
条例第 26 条第 3 項の規定による変更の届出	特定動物飼養変更届 （別記第 14 号様式）
条例第 26 条第 4 項の規定による廃止の届出	特定動物飼養廃止届 （別記第 15 号様式）
条例第 31 条第 2 項の規定による登録の申請	特定動物個体登録申請書 （別記第 16 号様式）
条例第 31 条第 4 項の規定による飼養開始の届出	特定動物飼養開始届 （別記第 17 号様式）
条例第 31 条第 5 項の規定による再交付の申請	特定動物個体登録証再交付申請書 （別記第 18 号様式）
条例第 31 条第 6 項及び第 33 条第 1 項の規定による返納の届出	特定動物個体登録証返納届 （別記第 19 号様式）
条例第 33 条第 2 項の規定による変更の届出	特定動物個体登録事項変更届 （別記第 20 号様式）

条例第 34 条第 1 項の規定による犬、ねこの引取りの申請	犬、ねこの引取り申請書 (別記第 21 号様式)
条例第 34 条第 3 項の規定による犬、ねこの引取りの申請	犬、ねこの引取り申請書 (別記第 22 号様式)
条例第 34 条第 3 項の規定により引き取つた犬、ねこの返還の申請	犬、ねこ等の返還申請書 (別記第 23 号様式)
条例第 35 条第 1 項の規定により収容した犬の返還の申請	
条例第 36 条第 1 項の規定により収容した犬、ねこ等の返還の申請	犬、ねこ等の譲渡申請書 (別記第 24 号様式)
条例第 38 条第 2 項の規定による譲渡の申請	

(特定動物の範囲)

第 4 条 条例第 2 条第 2 号に規定する規則で定める動物は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(動物取扱業)

第 5 条 条例第 2 条第 4 号トの規則で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

- 一 動物の繁殖
- 二 動物の展示 (博物館法 (昭和 26 年法律第 285 号) 第 2 条の博物館における展示を除く。)
- 三 動物を用いた興行

(犬の飼養の特例)

第 6 条 条例第 9 条第 1 号ニに規定する規則で定めるときは、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 犬を制御できる者の管理の下で、犬を興行、展示、映画製作、曲芸、競技会、テレビ出演又は写真撮影に使用するとき。
- 二 犬を制御できる者が犬を調教するとき。

(動物取扱業登録証)

第 7 条 条例第 12 条第 2 項の動物取扱業登録証は、別記第 25 号様式のとおりとする。

(動物取扱業者の遵守基準)

第 8 条 条例第 17 条の規則で定める基準は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

(動物取扱主任者講習会)

第 9 条 条例第 20 条の動物取扱主任者講習会の課程は、次の各号に掲げる事項について行うものとし、その講習時間は当該各号に掲げる時間とする。

- 一 動物の愛護及び管理に関する法令 1 時間
- 二 動物取扱業者が守るべき事項 1 時間
- 三 人と動物との共通感染症の予防について 1 時間

(動物取扱主任者証)

第 10 条 条例第 21 条第 1 項の動物取扱主任者証は、別記第 26 号様式のとおりとする。

(氏名等の公表)

第 11 条 条例第 24 条第 3 項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名
- 二 飼養施設を設置する事業所の名称
- 三 飼養施設を設置する事業所の所在地
- 四 登録年月日
- 五 登録番号

(特定動物飼養許可書)

第 11 条の 2 知事は、条例第 25 条第 1 項の許可をしたときは、別記第 26 号様式の 2 による特定動物飼養許可書を交付するものとする。

(飼養許可の例外)

第 12 条 条例第 25 条第 1 項第 6 号の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- 一 外国の法人若しくはこれに準ずる団体又は外国人が、演劇、演芸その他の興行を行うために飼養する場合で、入国後、直ちに知事に届け出たとき。

- 二 民法（明治29年法律第89号）第34条の法人で、学術に関する事業を目的とするものが設置し、及び管理する施設で試験又は研究のために飼養するとき。
- 三 特定動物の取扱いに熟練した者の管理の下で、開始から 24 時間以内に終了する興行、展示、映画製作、曲芸、競技会、テレビ出演又は写真撮影を行うために飼養する場合で、あらかじめ知事に届け出たとき。

（特定動物の施設基準）

第 13 条 条例第 27 条第 1 号の規則で定める基準は、別表第 3 に掲げるとおりとする。

（特定動物の飼養の特例）

第 14 条 条例第 28 条第 1 号の規則で定めるものは、曲芸、競技会、テレビ出演又は写真撮影とする。

2 条例第 28 条第 2 号の規則で定める基準は、別表第 4 に掲げるとおりとする。

3 条例第 28 条第 3 号の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- 一 特定動物の取扱いに熟練した者の管理の下で、試験若しくは研究又は繁殖の用に供するとき。
- 二 特定動物の取扱いに熟練した者の管理の下で、訓練し、又は調教するとき。
- 三 特定動物の取扱いに熟練した者の管理の下で、疾病の予防又は治療をするとき。
- 四 特定動物の飼養に係る施設の改築又は改修のため、別表第 4 に掲げる施設の基準を満たす施設内で、一時的に飼養するとき。

（標識）

第 15 条 条例第 29 条の標識は、別記第 27 号様式のとおりとする。

（特定動物の個体登録）

第 16 条 条例第 31 条第 2 項第 5 号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 動物の入手年月日
- 二 動物の飼養開始年月日
- 三 動物の入手先
- 四 動物の性別
- 五 登録時の動物の年齢
- 六 動物の体色
- 七 動物の呼び名
- 八 その他の動物の特徴

（特定動物個体登録証）

第 17 条 条例第 31 条第 3 項の特定動物個体登録証は、別記第 28 号様式のとおりとする。

（収容する負傷動物）

第 18 条 条例第 36 条第 1 項の規則で定める動物は、いえずぎ、にわとり及びあひるとする。

（野犬の駆除の方法及び周知）

第 19 条 条例第 39 条第 1 項の規定による野犬の駆除は、薬物入りのえさを道路、空地、広場、堤防その他適当な地表に、別記第 29 号様式による注意書を添えて配置することにより行うものとする。

2 条例第 39 条第 2 項の規定による周知は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 野犬の駆除を行う区域及びその付近に居住する狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 4 条の登録をした犬の所有者に対して、別記第 30 号様式により通知すること。
- 二 野犬の駆除を行う区域及びその付近の公衆の見やすい場所に、別記第 31 号様式による掲示をすること。

3 前項第 1 号の通知は、野犬の駆除を開始する日の 3 日前までに、同項第 2 号の掲示は野犬の駆除を開始する日の 3 日前から野犬の駆除を終了する日までの間、行わなければならない。

（事故発生時の届出）

第 20 条 条例第 42 条第 1 項の規定による事故の届出は、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 飼い主の住所、氏名及び生年月日
- 二 当該動物に関すること。
 - イ 種類、年齢、性別及び呼び名
 - ロ 狂犬病予防法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 52 号）の登録番号、注射済票の番号及び予防注射を受けた年月日（犬に限る。）
- 八 条例第 25 条第 1 項の許可の年月日及び許可番号並びに第 31 条第 3 項の特定動物個体登録証の登録年月日及び登録番号（特定動物に限る。）
- 三 事故発生の日時、場所及び概要
- 四 被害者の住所、氏名及び年齢
- 五 事故後の措置

(身分証明書)

第 21 条 条例第 45 条第 4 項の証明書は、別記第 32 号様式のとおりとする。

(審議会)

第 22 条 条例第 47 条第 1 項の審議会は、次に掲げる事項について、調査し、及び審議して答申する。

- 一 動物の愛護に関すること。
- 二 動物の適正な飼養に関すること。
- 三 動物による人の生命及び身体への危害の防止に関すること。

第 23 条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

第 24 条 審議会は、知事が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、会長は委員として議決に加わることができない。
- 5 前 2 条及び前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(手数料等)

- 第 25 条 条例第 48 条第 1 項第 1 号の動物取扱業登録申請手数料の額は、1 件につき 4800 円とする。
- 2 条例第 48 条第 1 項第 2 号の動物取扱業登録証書換申請手数料の額は、1 件につき 4100 円とする。
 - 3 条例第 48 条第 1 項第 3 号の動物取扱業登録証再交付申請手数料の額は、1 件につき 2800 円とする。
 - 4 条例第 48 条第 1 項第 4 号の動物取扱主任者証交付申請手数料の額は、1 件につき 4100 円とする。
 - 5 条例第 48 条第 1 項第 5 号の動物取扱主任者証書換申請手数料の額は、1 件につき 1400 円とする。
 - 6 条例第 48 条第 1 項第 6 号の動物取扱主任者証再交付申請手数料の額は、1 件につき 2600 円とする。
 - 7 条例第 48 条第 1 項第 7 号の特定動物飼養又は変更許可申請手数料の額は、次の表に定めるとおりとする。ただし、同一の敷地内における特定動物の飼養に係る 2 件以上の申請が同時に行われる場合において、同表に定める額の合算額が 5 万 1000 円を超えるときは、5 万 1000 円とする。

特定動物の種類	額	徴収時期
ぞう類、さい類、きりん類、かば類、うし類及び大型のねこ類の各々につき	5 万 1000 円	許可申請のとき
くま類及び大型のさる類の各々につき	3 万 5000 円	
中型以下のねこ類、中型のさる類、ハイエナ類、おおかみ類、ひくいどり類、わしたか類、わに類、おおとかげ類、かみつしがめ類、どくとかげ類及びへび類の各々につき	1 万 9700 円	

- 8 条例第 48 条第 1 項第 8 号の特定動物個体登録申請手数料の額は、1 件につき 3000 円とする。
- 9 条例第 48 条第 1 項第 9 号の特定動物個体登録証再交付申請手数料の額は、1 件につき 2200 円とする。
- 10 条例第 48 条第 1 項第 10 号の引取り手数料の額は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 生後 91 日以上の犬
 - イ 体重が 50 キログラム以上 1 頭につき 5800 円
 - ロ 体重が 50 キログラム未満 1 頭につき 3000 円
 - 二 生後 91 日未満の犬 1 頭につき 600 円
 - 三 生後 91 日以上のねこ 1 匹につき 3000 円
 - 四 生後 91 日未満のねこ 1 匹につき 600 円
- 11 条例第 48 条第 2 項の費用の額は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 返還に要する費用 1 頭、1 匹又は 1 羽につき 3200 円
 - 二 飼養管理に要する費用 1 頭、1 匹又は 1 羽につき 1 日当たり 680 円

(手数料の免除)

第 26 条 条例第 48 条第 3 項の規定により、前条第 10 項に規定する引取り手数料を免除することができる場合は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項の被保護者及び同条第 2 項の要保護者で現に同法第 2 条の保護を受けていない者が引取りを求めるときとする。

別表第1 特定動物の範囲(第4条関係)

動物の区分		特 定 動 物	施設区分
ほ	ぞう類	ぞう科全種	1
	さい類	さい科全種	
	きりん類	キリン属全種	2
	かば類	かば科全種	3
	うし類	アフリカスイギュウ属全種、パイソン属全種	
	くま類	くま科全種	
	大型のねこ類	ヒョウ属全種、ウンピョウ属全種、チーター属全種、ネコ属のうちピューマ	5
大型のさる類	オランウータン属全種、チンパンジー属全種、ゴリラ属全種	6	
乳	中型以下のねこ類	ネコ属のうちアフリカゴールデンキャット、ボルネオヤマネコ、ベンガルヤマネコ、カラカル、ジャングルキャット、パンパスヤマネコ、コドコド、アンデスヤマネコ、マヌルネコ、マーブルキャット、オセロット、サーバル、アジアゴールデンキャット、スナドリネコ、マーゲイ及びジャガランディ、オオヤマネコ属全種	7
	中型のさる類	おまきざる科のうちホエザル属、クモザル属、ウーリークモザル属及びウーリーモンキー属に含まれる全種、おながざる科のうちマカク属、マンガベイ属、ヒヒ属、マンドリル属、ゲラダヒヒ属、オナガザル属、パタスモンキー属、コロブス属、プロコロブス属、ドゥクモンキー属、コバナテングザル属、テングザル属及びリーフモンキー属に含まれる全種、てながざる科全種	
	ハイエナ類	ハイエナ科全種	8
おおかみ類	イヌ属のうちヨコスジジャッカル、キンイロジャッカル、ディンゴ、コヨーテ、タイリクオオカミ、セグロジャッカル、アメリカアカオオカミ及びアビシニアジャッカル、タテガミオオカミ属全種、ドール属全種、リカオン属全種		
鳥類	ひくいどり類	ひくいどり科全種	9
	わしたか類	コンドル科のうちカリフォルニアコンドル、コンドル及びトキイロコンドル、たか科のうちオジロワシ、ハクトウワシ、オオワシ、ヒゲワシ、コシジロハゲワシ、マダラハゲワシ、クロハゲワシ、ミミヒダハゲワシ、ヒメオウギワシ、オウギワシ、パプアオウギワシ、フィリピンワシ、イヌワシ、オナガイヌワシ、コシジロイヌワシ、カンムリクマタカ及びゴマバラワシ	
は虫類	わに類	アリゲーター科全種、クロコダイル科全種、ガビアル科全種	10
	おとかけ類	おとかけ科のうちハナブトオトカゲ及びコモドオトカゲ	
	かみつしがめ類	かみつしがめ科全種	11
	どくとかけ類	どくとかけ科全種	
へび類	ボア科のうちボアコンストリクター、オオアナコンダ、アメジストニシキヘビ、インドニシキヘビ、アミメニシキヘビ及びアフリカニシキヘビ、なみへび科の有毒へび全種、モールバイパー科全種、コブラ科全種、くさりへび科全種		

備 考 1 特定動物には、当該特定動物の亜種及び特定動物間の雑種を含むものとする。

2 表中の施設区分は、別表第3 1 常設用施設基準中の施設区分に対応する。

別表第2 動物取扱業者の遵守基準（第8条関係）

項目	施設の構造設備	管理の方法
<p>動物の健康及び安全の保持 （共通基準）</p> <p>（業種別基準）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 飼養保管施設は、動物の行動を極端に制約しない広さと構造を有すること。 2 飼養保管施設は、動物に過度なストレスを与えることのない構造を有すること。 3 飼養保管施設は、動物の安全を確保できる構造を有すること。 4 飼養する動物の種類及び数に見合った給じ、給水を行うための器具並びに飼料等を保管する設備又は容器を有すること。 5 施設内に温度計を設置すること。 6 疾病にかかり、又は負傷した動物を隔離するための飼養保管施設を設けること。 <p>（動物の繁殖）</p> <p>繁殖が支障なく行われるよう、繁殖のための飼養保管施設を設けること。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 動物の種類や発育段階に応じた給じ、給水を行うこと。 2 動物の感染症予防に努めること。 3 感染症り患への危険性が高い幼齢の動物は、原則として取り扱わないこと。やむを得ず取り扱う場合には、感染防止に特段の措置を講じること。 4 繁殖を目的としない場合は、雌雄別々に飼養するなど、無用な繁殖を防止する措置を講じること。 5 複数の動物を飼養する場合は、過度な闘争により動物が負傷することがないように配慮すること。 6 動物の健康状態を常に把握し、異常を認めた場合はその動物を隔離し、必要に応じて獣医療を受けさせるなどの措置を講じること。 7 消毒その他ねずみ族、昆虫等の発生防止の措置を講じる際には、動物に害を及ぼさないよう配慮すること。 8 動物の取扱いや衛生管理方法等について、作業マニュアルを作成するなどして、従業者全員に周知徹底すること。 9 動物を新たに導入する場合は、その動物の健康状態を観察し、異常のないことを確認すること。 <p>（動物の販売）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 購入者に対して、当該動物の習性や生理などの特性のほか、飼養に当たって配慮すべき事項を、あらかじめ説明すること。その際、資料を作成し提供するなどして分かりやすく説明するよう努めること。 2 犬又はねこを販売する場合は、感染症予防のためのワクチンを接種された動物を販売するよう努めること。その際、獣医師が発行した証明書等を添えて動物を引き渡すこと。 3 犬又はねこを販売する場合は、その動物が社会性を獲得する時期までは親から離して販売しないよう配慮すること。 <p>（動物の一時預かり）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 依頼者から当該動物に係る情報を収集するなど、その動物の特性を把握するように努めること。 2 動物を入れ替える際には、飼養保管施設の清掃及び消毒を行うこと。 <p>（動物の繁殖）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画的に繁殖させるとともに、幼齢の動物の安全を確保すること。 2 犬又はねこは、社会性を獲得するまで親から離さないよう配慮すること。
<p>動物による危害防止 （共通基準）</p> <p>（業種別基準）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 飼養保管施設は、飼養する動物の種類、数、体力、習性等に応じて、動物が逸走できない強度及び構造を有すること。 2 動物が逸走した場合に備え、捕獲用具を備えること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 動物の逸走防止に配慮すること。 2 動物が逸走した場合には、自らの責任において捕獲に努めること。 3 施設を訪れた者及び従業者が、動物により危害を加えられることがないように、安全措置を講じること。 <p>（動物の販売）</p> <p>特定動物を販売する場合は、売買に関する記録（動物の種類、数、入手方法、入手年月日、入手先の住所氏名、販売年月日、販売先の住所氏名）を作成し、その記録を3年間保存すること。</p> <p>（動物の貸出し）</p> <p>借受人に対して当該動物の特性を周知し、必要に応じて関係者を立ち合わせるなど、動物の適正な取扱いと動物による事故防止に配慮すること。</p>

<p>施設周辺の良 好な生活環境 の維持 (共通基準)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の床は、容易に清掃ができる構造であること。 2 施設を訪れた者及び従業員が利用しやすい場所に消毒薬を備えた手洗い設備を有すること。 3 動物の排泄物、汚物、給じ残さを一時保管するための設備又は容器を有すること。 4 動物の死体を一時保管するための設備又は容器を有すること。 5 洗浄設備及び消毒器具を有すること。 6 排水溝は浄化施設又は公共下水道に直結すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 騒音、臭気、羽毛等により施設周辺の生活環境に著しい影響を与えないように、動物及び施設を管理すること。 2 動物の排泄物、汚物、給じ残さを適切に処理し、施設周辺に悪臭等の影響を与えないこと。 3 動物の死体を適切に処理し、施設周辺に悪臭等の影響を与えないこと。 4 清掃は定期的に行うこと。 5 清掃に際し、汚水や汚物等を施設外に漏出させないこと。 6 消毒その他ねずみ族、昆虫等の発生を防止する措置を必要に応じて講じること。 7 施設等を点検し、不備がある場合は補修すること。 8 消毒その他ねずみ族、昆虫等の発生防止の措置及び施設等の補修を行った場合は記録を作成すること。
---	---	--

8 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

〔平成14年5月28日〕
〔環境省告示第37号〕

第1 一般原則

- 1 家庭動物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等を終生飼養するように努めること。
- 2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないように責任をもって飼養及び保管に努めること。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)動物 哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (2)家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操のかん涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。
- (3)管理者 情操のかん涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物並びにその飼養及び保管のための施設を管理する者をいう。

第3 飼養及び保管に当たっての配慮

- 1 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該動物の生態、習性及び生理に関する知識の修得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないように努めること。
- 2 特に、家畜化された動物ではない野生動物等については、一般にその飼養及び保管のためには当該動物の生態、習性及び生理に即した特別の飼養及び保管のための諸条件を整備し、及び維持する必要があること、譲渡が難しく飼養の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種が含まれていること等を、その飼養に先立ち慎重に検討すべきであること。さらに、こうした動物は、ひとたび逸走等により自然生態系に移入された場合には、生物多様性の保全上の問題が生じるおそれが大きいことから、飼養者の責任は重大であり、この点を十分自覚する必要があること。

第4 共通基準

- 1 所有の明示
家庭動物等の所有者は、その責任の所在を明らかにし、逸走した家庭動物等の発見を容易にするため、名札、脚環、マイクロチップ等を装着するなど、動物の種類を考慮して、容易に脱落又は消失しない適切な方法により、その所有する家庭動物等が自己の所有であることを明らかにするための措置を講じるよう努めること。
- 2 健康及び安全の保持
所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等に必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。
 - (1) 家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に飼料及び水を給与すること。
 - (2) 疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置が講ぜられるようにすること。

- (3) 所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、習性及び生理を考慮した飼養及び保管のための施設（以下「飼養施設」という。）を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。

3 生活環境の保全

- (1) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。
- (2) 所有者等は、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生昆虫等の発生の防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めること。

4 適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。

5 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

6 動物の輸送

所有者等は、家庭動物等の輸送に当たっては、次の事項に留意し、動物の健康及び安全並びに動物による事故の防止に努めること。

- (1) 家庭動物等の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選択するとともに、輸送時においては必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。
- (2) 家庭動物等の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法をとるとともに、輸送に用いる容器等は、動物の安全の確保及び動物の逸走を防止するために必要な規模及び構造のものを選定すること。
- (3) 輸送中の家庭動物等に適切な間隔で給餌及び給水するとともに、適切な温度、湿度等の管理、適切な換気の実施等に留意すること。

7 動物に起因する感染性の疾病に係る知識の修得等

- (1) 所有者等は、その所有し、又は占有する家庭動物等に起因する感染性の疾病について、動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得ることなどにより、正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなど、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。
- (2) 家庭動物等に接触し、又は家庭動物等の排泄物を処理したときは、手指等の洗浄を十分行い、必要に応じ消毒を行うこと。

8 逸走防止等

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の逸走の防止のための措置を講ずるとともに、逸走した場合には、自らの責任において速やかに捜索し捕獲すること。

- (1) 飼養施設は、家庭動物等の逸走の防止に配慮した構造とすること。
- (2) 飼養施設の点検等、逸走の防止のための管理に努めること。

9 危害防止

所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等を飼養及び保管する場合には、次の事項に留意し、逸走の防止等、人身事故の防止に万全を期すこと。

- (1) 飼養施設は、動物が脱出できない構造とすること。
- (2) 飼養施設は、飼養に当たる者が、危険を伴うことなく作業ができる構造とすること。
- (3) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある動物の逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じ、逸走時の事故の防止に努めること。
- (4) 所有者等は、飼養施設を常時点検し、必要な補修を行うとともに、施設の確認をするなど逸走の防止のための管理に万全を期すこと。
- (5) 捕獲等のための機材を常備し、当該機材については常に使用可能な状態で整備しておくこと。
- (6) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等が飼養施設から逸走した場合には、速やかに関係機関への通報を行うとともに、近隣の住民に周知し、逸走した動物の捕獲等を行い、家庭動物等による事故の防止のため必要な措置を講ずること。

10 緊急時対策

所有者等は、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、移動用の容器、非常食の準備等、避難に必要な準備を行うよう努めること。非常災害が発生したときは、速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めること。

第5 犬の飼養及び保管に関する基準

- 1 犬の所有者等は、さく等で囲まれた自己の所有地、屋内その他の人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのない場所において飼養及び保管する場合を除き、犬の放し飼いを行わないこと。
- 2 犬の所有者等は、犬をけい留する場合には、けい留されている犬の行動範囲が道路又は通路に接しないように留意すること。
- 3 犬の所有者等は、適当な時期に、飼養目的等に応じ、人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのないよう、適正な方法でしつけを行うとともに、特に所有者等の制止に従うよう訓練に努めること。
- 4 犬の所有者等は、犬を道路等屋外で運動させる場合には、次の事項を遵守するよう努めること。
 - (1) 犬を制御できる者が原則として引き運動により行うこと。
 - (2) 犬の突発的な行動に対応できるよう引綱の点検及び調節等に配慮すること。
 - (3) 運動場所、時刻等に十分配慮すること。
- 5 犬の所有者は、やむを得ず犬を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該犬を譲渡するよう努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第18条第1項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）に引取りを求めると。
- 6 犬の所有者は、子犬の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

第6 ねこの飼養及び保管に関する基準

- 1 ねこの所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 ねこの所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康と安全の保持の観点から、屋内飼養に努めるものとし、屋内飼養以外の方法により飼養する場合には、屋外での疾病の感染、不慮

の事故防止等ねこの健康と安全の保持に十分な配慮を行うこと。

- 3 ねこの所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあつては、原則として、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。
- 4 ねこの所有者は、やむを得ずねこを継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該ねこを譲渡するように努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等に引取りを求めること。
- 5 ねこの所有者は、子ねこの譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないように努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

第7 学校、福祉施設等における飼養及び保管

- 1 管理者は、動物の飼養及び保管が、獣医師等十分な知識と飼養経験を有する者の指導の下に行われるよう努め、本基準の各項に基づく適切な動物の飼養及び保管並びに動物による事故の防止に努めること。
- 2 管理者は、飼養及び保管する動物に対して飼養に当たる者以外の者からみだりに食物等を与えられ、又は動物が傷つけられ、若しくは苦しめられることがないように、その予防のための措置を講じるよう努めること。

第8 その他

所有者等は、動物の逸走、放し飼い等により、野生動物の捕食、在来種の圧迫等の自然環境保全上の問題が生じ、人と動物との共生に支障が生じることがないように十分な配慮を行うこと。

第9 準用

家庭動物等に該当しない犬又はねこについては、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。

9 展示動物等の飼養及び保管に関する基準

〔 昭和 51 年 2 月 10 日 〕
〔 総 理 府 告 示 第 7 号 〕
最終改正 平成 14 年 5 月 28 日

第 1 一般原則

- 1 管理者及び飼養者は、展示動物の習性、生理、生態等を理解し、かつ、愛情をもってこれを飼養し、及び動物本来の姿を展示して観覧者に動物に関する知識と動物愛護についての関心を深めるように努めるとともに、責任を持ってこれを保管し、展示動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び生活環境の汚損を防止するように努めること。
- 2 管理者は、施設の立地及び整備状況、飼養者の飼養能力等の条件を考慮して飼養する展示動物を選定するように努めること。
- 3 管理者は、自己の管理する施設で飼養することが展示動物の適正な展示、繁殖等に支障があると認めるときは、他の動物園等への移籍その他の措置を講ずるように努めること。
- 4 管理者は、展示動物が伝染病にかかり、人又は他の動物に著しい被害を及ぼすおそれのある場合、苦痛が甚だしく、かつ、治癒の見込みのない疾病にかかり、又は負傷をしている場合、凶暴性が甚だしく、かつ、飼養を続けることが著しく困難である場合等を除いて展示動物を終生飼養するように努めること。

第 2 定 義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類及びは虫類に属するものをいう。
- (2) 展示動物 次のアからエまでに掲げる動物をいう。
 - ア 動物園、水族館、植物園、公園等の公共の場所の常設の施設において飼養展示する動物
 - イ 不特定の場所に移動して飼養展示する動物
 - ウ 興行、映画製作等に使用し、又は提供するために飼養及び保管する動物
 - エ 展示用若しくは愛がん用に飼養する者に販売するため又は客寄せのために飼養展示する動物
- (3) 飼養展示 展示動物を飼養し、保管し、及び展示することをいう。
- (4) 施設 飼養展示するための施設をいう。
- (5) 管理者 展示動物の所有者又は占有者で、展示動物及び施設を管理するものをいう。
- (6) 飼養者 飼養展示の作業に従事する者をいう。

第 3 健康及び安全の保持

1 飼養者の教育訓練等

管理者は、展示動物の飼養展示がその動物について十分な知識と飼養経験を有する者により、又はその監督のもとに行われるようにするとともに、飼養者に対して必要な教育訓練を行い、展示動物の保護及び展示動物による事故の防止に努めること。

2 施設の設置等

管理者は、展示動物の習性及び生理に適合するものであり、かつ、飼養者が適切に飼養展示できる施設を設置し、又は整備するように努めること。

3 適正な飼養

管理者及び飼養者は、下記事項に留意し、展示動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びに展示動物の健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。

- (1) 動物の種類、発育状況等に応じて適正に飼料及び水の給与を行うこと
- (2) 動物の寄生虫の防除、疾病の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した動物に対しては、原則として獣医師により速やかに適切な措置を講ずること。
- (3) 捕獲後間もない動物又は他の施設から移動してきた動物については、飼養環境への順化順応を図るために必要な措置を講ずること。

- (4) 原則として、動物の繁殖が支障なく行われるように出産及び営巢の場所の確保等必要な条件を整えること。

4 観覧者に対する指導

管理者は、観覧者に対して観覧上の注意事項を遵守するように指導を行い、観覧者が展示動物に食物等を与え、又は石、棒等で展示動物を傷つけ、若しくは苦しめることがないように努めること。

第4 危害防止

1 施設の構造等

管理者は、人に危害を加えるおそれのある展示動物を飼養展示する場合には、施設の構造等について下記事項に留意し、人身事故の防止に努めること。

- (1) 施設は、動物が脱出できない構造とすること。
- (2) 施設は、飼養者が飼養展示に当たって、危険を伴うことなく作業ができる構造とすること。
- (3) 観覧場は、施設と十分の間隔を設け、観覧者が観覧上の注意事項を遵守する場合には、動物が観覧者に触れることができないようにするとともに、観覧場と施設との仕切りは、幼児が容易に越えられないようにすること。
- (4) 自動車等を施設に入れて動物を観覧させる場合は、観覧者に対して、自動車等の扉及び窓を常時閉めておくように指導するとともに、施設内の巡視その他観覧者の安全の確保に必要な措置を講ずること。

2 脱出時対策

- (1) 管理者は、人に危害を加えるおそれのある動物の脱出時の措置について予め対策を講じ、脱出時の事故の防止に努めること。
- (2) 管理者及び飼養者は、人に危害を加えるおそれのある展示動物が施設から脱出した場合には、速やかに関係機関への通報及び観覧者等の避難誘導を行うとともに、脱出した動物の捕獲等を行い、展示動物による事故の防止に努めること。

3 緊急時対策

管理者は、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定め、非常災害が発生したときは、速やかに展示動物を保護し、及び展示動物による事故の防止に努めること。

4 有毒動物の飼養展示

管理者は、毒蛇等の有毒動物を飼養展示する場合には、抗毒血清等の救急医薬品を備えるとともに、飼養者に救急処置法を熟知させ、人身事故の防止に努めること。

第5 適正な展示

管理者は、展示動物の展示に当たっては、下記事項に留意し、動物本来の形態及び習性が観覧できるように努めること。

- (1) 観覧者に残酷な印象を与えるような不具動物又は傷病中の動物を展示しないこと。
- (2) 動物にその動物の本来の形態を損なうような施術、着色等をして展示しないこと。
- (3) 動物に過酷な訓練を伴う演芸をさせないこと。
- (4) 動物の飼養に当たって、生きている動物を餌として給与することが不可欠であっても、できるだけそれを展示中に行わないこと。

第6 生活環境の保全

管理者又は飼養者は、展示動物の汚物等の適正な処理を行うとともに、施設を常に清潔にして悪臭等の発生防止を図り、生活環境の保全に努めること。

第7 飼養展示等の補則

- 1 管理者は、展示場所を移動して展示する展示動物で、常時第3の2に定める施設に適合する施設において飼養展示することが困難なものについては、その動物に必要な休息期間を設け、その期間中第3の

2に定める施設に適合する施設において十分に休養させ、展示動物の健全な成長及び本来の習性の発現ができるように努めること。

2 管理者は、展示動物の輸送に当たっては、下記事項に留意し、展示動物の健康及び安全並びに展示動物による事故の防止に努めること。

- (1) 動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選ぶこと。
- (2) 動物の種類、性別、性質等を考慮して適切に区分して輸送する方法をとるとともに、輸送に用いる車輛、容器等は、動物の安全の確保及び動物の脱出防止のために必要な規模及び構造のものを選定すること。
- (3) 輸送中の動物に適切な間隔で給餌及び給水すること。

10 産業動物の飼養及び保管に関する基準

〔昭和62年10月9日〕
〔総理府告示第22号〕

第1 一般原則

管理者及び飼養者は、産業動物の生理、生態、習性等を理解し、かつ、愛情をもって飼養するように努めるとともに、責任をもってこれを保管し、産業動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するように努めること。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業動物 産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管しているほ乳類及び鳥類に属する動物をいう。
- (2) 施設 産業動物の飼養又は保管を行うための施設をいう。
- (3) 管理者 産業動物及び施設を管理する者をいう。
- (4) 飼養者 産業動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

第3 産業動物の衛生管理及び安全の保持

- 1 管理者及び飼養者は、産業動物の適正な飼養又は保管を行うため、産業動物の衛生管理及び安全の保持に関する知識と技術を習得するように努めること。
- 2 管理者は、産業動物の飼養又は保管に当たっては、必要に応じて衛生管理及び安全の保持に必要な設備を設けるように努めること。
- 3 管理者及び飼養者は、産業動物の疾病の予防及び寄生虫の防除のため、日常の衛生管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した産業動物に対しては、速やかに適切な措置を講じ、産業動物の衛生管理及び安全の保持に努めること。
- 4 管理者及び飼養者は、産業動物の使役等の利用に当たっては、産業動物の安全の保持及び産業動物に対する虐待の防止に努めること。

第4 導入・輸送に当たっての配慮

- 1 管理者は、施設の立地、整備状況及び飼養能力を勘案し、産業動物を導入するように努めること。
- 2 管理者は、施設への産業動物の導入に当たっては、必要に応じて適切な衛生検査を行うように努めること。
- 3 産業動物の輸送に当たる者は、その輸送に当たっては、産業動物の衛生管理及び安全の保持に努めるとともに、産業動物による事故の防止に努めること。

第5 危害防止

- 1 管理者は、産業動物からの疾病にかかることを予防するため、管理者及び飼養者の健康について必要な健康管理を行うように努めること。
- 2 管理者及び飼養者は、産業動物が施設から脱出しないように配慮すること。
- 3 管理者は、地震、火災等の非常災害が発生したときは、速やかに産業動物を保護し、及び産業動物による事故の防止に努めること。

第6 生活環境の保全

管理者及び飼養者は、産業動物の排せつ物の適切な処理、産業動物による騒音の防止等生活環境の保全に努めること。

第7 補 則

管理者及び飼養者は、ほ乳類及び鳥類に属する動物以外の動物を産業等に利用する場合においても、この基準の趣旨に沿って措置するように努めること。

1 1 狂犬病予防法

〔 昭和 25 年 8 月 26 日
法律 第 247 号 〕

最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この法律は、次に掲げる動物の狂犬病に限りこれを適用する。ただし、第 2 号に掲げる動物の狂犬病については、この法律の規定中第 7 条から第 9 条まで、第 11 条、第 12 条及び第 14 条の規定並びにこれらの規定に係る第 4 章及び第 5 章の規定に限りこれを適用する。

一 犬

二 猫その他の動物(牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及びあひる(次項において「牛等」という。))を除く。)であつて、狂犬病を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるもの

2 犬及び牛等以外の動物について狂犬病が発生して公衆衛生に重大な影響があると認められるときは、政令で、動物の種類、期間及び地域を指定してこの法律の一部(前項第 2 号に掲げる動物の狂犬病については、同項ただし書に規定する規定を除く。次項において同じ。)を準用することができる。この場合において、その期間は、1 年を超えることができない。

3 都道府県知事は、当該都道府県内の地域について、前項の規定によりこの法律の一部を準用する必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(狂犬病予防員)

第 3 条 都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員(以下「予防員」という。)を任命しなければならない。

2 予防員は、その事務に従事するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の求めにより、これを呈示しなければならない。

第 2 章 通常措置

(登録)

第 4 条 犬の所有者は、犬を取得した日(生後 90 日以内の犬を取得した場合にあつては、生後 90 日を経過した日)から 30 日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、30 日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地(犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地)を管轄する市町村長に届け出なければならない。

5 第 1 項及び第 2 項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更があつたときは、新所有者は、30 日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

6 前各項に定めるもののほか、犬の登録及び鑑札の交付に関して必要な事項は、政令で定める。

(予防注射)

第 5 条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年 1 回受けさせなければならない。

2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

(抑留)

第 6 条 予防員は、第 4 条に規定する登録を受けず、若しくは鑑札を着けず、又は第 5 条に規定する予防注射を受けず、若しくは注射済票を着けていない犬があると認めるときは、これを抑留しなければならない。

2 予防員は、前項の抑留を行うため、あらかじめ、都道府県知事が指定した捕獲人を使用して、その犬を捕獲することができる。

3 予防員は、捕獲しようとして追跡中の犬がその所有者又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度にお

いて、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。但し、その場所の看守者又はこれに代るべき者が拒んだときはこの限りでない。

4 何人も、正当な理由がなく、前項の立入を拒んではならない。

5 第3項の規定は、当該追跡中の犬が人又は家畜をかんだ犬である場合を除き、都道府県知事が特に必要と認めて指定した期間及び区域に限り適用する。

6 第2項の捕獲人が犬の捕獲に従事するときは、第3条第2項の規定を準用する。

7 予防員は、第1項の規定により犬を抑留したときは、所有者の知れているものについてはその所有者にこれを引き取るべき旨を通知し、所有者の知れていないものについてはその犬を捕獲した場所を管轄する市町村長にその旨を通知しなければならない。

8 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を2日間公示しなければならない。

9 第7項の通知を受け取つた後又は前項の公示期間満了の後1日以内に所有者がその犬を引き取らないときは、予防員は、政令の定めるところにより、これを処分することができる。但し、やむを得ない事由によりこの期間内に引き取ることができない所有者が、その旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

10 前項の場合において、都道府県は、その処分によつて損害を受けた所有者に通常生ずべき損害を補償する。

（輸出入検疫）

第7条 何人も、検疫を受けた犬等（犬又は第2条第1項第2号に掲げる動物をいう。以下同じ。）でなければ輸出し、又は輸入してはならない。

2 前項の検疫に関する事務は、農林水産大臣の所管とし、その検疫に関する事項は、農林水産省令でこれを定める。

第3章 狂犬病発生時の措置

（届出義務）

第8条 狂犬病にかかった犬等若しくは狂犬病にかかった疑いのある犬等又はこれらの犬等にかまれた犬等については、これを診断し、又はその死体を検案した獣医師は、厚生労働省令の定めるところにより、直ちに、その犬等の所在地を管轄する保健所長にその旨を届け出なければならない。ただし、獣医師の診断又は検案を受けない場合においては、その犬等の所有者がこれをしなければならない。

2 保健所長は、前項の届出があつたときは、政令の定めるところにより、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の報告を受けたときは、厚生労働大臣に報告し、且つ、隣接都道府県知事に通報しなければならない。

（隔離義務）

第9条 前条第1項の犬等を診断した獣医師又はその所有者は、直ちに、その犬等を隔離しなければならない。ただし、人命に危険があつて緊急やむを得ないときは、殺すことを妨げない。

2 予防員は、前項の隔離について必要な指示をすることができる。

（公示及びけい留命令等）

第10条 都道府県知事は、狂犬病（狂犬病の疑似症を含む。以下この章から第5章まで同じ。）が発生したと認めるときは、直ちに、その旨を公示し、区域及び期間を定めて、その区域内のすべての犬に口輪をかけ、又はこれをけい留することを命じなければならない。

（殺害禁止）

第11条 第9条第1項の規定により隔離された犬等は、予防員の許可を受けなければこれを殺してはならない。

（死体の引渡し）

第12条 第8条第1項に規定する犬等が死んだ場合には、その所有者は、その死体を検査又は解剖のため予防員に引き渡さなければならない。ただし、予防員が許可した場合又はその引取りを必要としない場合は、この限りでない。

（検診及び予防注射）

第13条 都道府県知事は、狂犬病が発生した場合において、そのまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、期間及び区域を定めて予防員をして犬の一せいで検診をさせ、又は臨時の予防注射を行わせることができる。

（病性鑑定のための措置）

第14条 予防員は、政令の定めるところにより、病性鑑定のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、犬等の死体を解剖し、又は解剖のため狂犬病にかかった犬等を殺すことができる。

2 前項の場合においては、第6条第10項の規定を準用する。

（移動の制限）

第15条 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、期間及び区域を定めて、犬又はその死体の当該都道府県の区域内における移動、当該都道府県内への移入又は当該都道府県外への移出を禁止し、又は制限することができる。

（交通のしや断又は制限）

第16条 都道府県知事は、狂犬病が発生した場合において緊急の必要があると認めるときは、厚生労働

省令の定めるところにより、期間を定めて、狂犬病にかかった犬の所在の場所及びその附近の交通をしや断し、又は制限することができる。但し、その期間は、72 時間をこえることができない。

(集合施設の禁止)

第 17 条 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、犬の展覧会その他の集合施設の禁止を命ずることができる。

(けい留されていない犬の抑留)

第 18 条 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、予防員をして第 10 条の規定によるけい留の命令が発せられているにもかかわらずけい留されていない犬を抑留させることができる。

2 前項の場合には、第 6 条第 2 項から第 10 項までの規定を準用する。

(けい留されていない犬の薬殺)

第 18 条の 2 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要がある場合において、前条第 1 項の規定による抑留を行うについて著しく困難な事情があると認めるときは、区域及び期間を定めて、予防員をして第 10 条の規定によるけい留の命令が発せられているにもかかわらずけい留されていない犬を薬殺させることができる。この場合において、都道府県知事は、人又は他の家畜に被害を及ぼさないように、当該区域内及びその近傍の住民に対して、けい留されていない犬を薬殺する旨を周知させなければならない。

2 前項の規定による薬殺及び住民に対する周知の方法は、政令で定める。

(厚生労働大臣の指示)

第 19 条 厚生労働大臣は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要があると認めるときは、地域及び期間を限り、都道府県知事に第 13 条及び第 15 条から前条までの規定による措置の実施を指示することができる。

第 4 章 補則

(公務員等の協力)

第 20 条 公衆衛生又は治安維持の職務にたずさわる公務員及び獣医師は、狂犬病予防のため、予防員から協力を求められたときは、これを拒んではならない。

(抑留所の設置)

第 21 条 都道府県知事は、第 6 条及び第 18 条の規定により抑留した犬を収容するため、当該都道府県内に犬の抑留所を設け、予防員にこれを管理させなければならない。

第 22 条 削除

(費用負担区分)

第 23 条 この法律の規定の実施に要する費用は、次に掲げるものを除き、都道府県の負担とする。

第 1 国の負担する費用

第 7 条の規定による輸出入検疫に要する費用(輸出入検疫中の犬等の飼養管理費を除く。)

第 2 犬等の所有者の負担する費用

一 第 4 条の規定による登録の手續に要する費用

二 第 5 条及び第 13 条の規定による犬の予防注射の費用

三 第 6 条及び第 18 条の規定による犬の抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用

四 第 7 条の規定による輸出入検疫中の犬等の飼養管理費

五 第 8 条の規定による届出に要する費用

六 第 9 条の規定による隔離及び指示により行つた処置に要した費用

(処分等の行為の承継人に対する効力)

第 24 条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分及び手續その他の行為は、当該行為の目的である犬等について所有権その他の権利を有する者の承継人に対しても、またその効力を有する。

(政令で定める市又は特別区)

第 25 条 この法律中「都道府県」又は「都道府県知事」とあるのは、地域保健法(昭和 22 年法律第 101 号)第 5 条第 1 項の規定に基づく政令で定める市については、「市」若しくは「市長」又は「区」若しくは「区長」と読み替えるものとする。ただし、第 8 条第 2 項及び第 3 項並びに第 25 条の 3 第 1 項の規定については、この限りでない。

(再審査請求)

第 25 条の 2 前条の規定により地域保健法第 5 条第 1 項の規定に基づく政令で定める市又は特別区の長が行う処分(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務(次条において「第 1 号法定受託事務」という。)に係るものに限る。)についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

(事務の区分)

第 25 条の 3 第 2 条第 3 項、第 8 条、第 9 条第 2 項、第 10 条から第 13 条まで、第 14 条第 1 項、第 15 条から第 17 条まで、第 18 条第 1 項、同条第 2 項において準用する第 6 条第 2 項、第 3 項、第 5 項、第 7 項及び第 9 項並びに第 18 条の 2 第 1 項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、第 1 号法定受託事務とする。

2 第 2 条第 3 項、第 8 条第 1 項及び第 2 項、第 9 条第 2 項、第 10 条から第 13 条まで、第 14 条第 1

- 項、第 15 条から第 17 条まで、第 18 条第 1 項、同条第 2 項において準用する第 6 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 7 項から第 9 項まで並びに第 18 条の 2 第 1 項の規定により地域保健法第 5 条第 1 項の規定に基づく政令で定める市又は特別区が処理することとされている事務は、第 1 号法定受託事務とする。
- 3 第 18 条第 2 項において準用する第 6 条第 7 項及び第 8 項の規定により市町村（地域保健法第 5 条第 1 項の規定に基づく政令で定める市を除く。）が処理することとされている事務は、第 1 号法定受託事務とする。

第 5 章 罰則

- 第 26 条 次の各号の一に該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。
- 一 第 7 条の規定に違反して検疫を受けない犬等（第 2 条第 2 項の規定により準用した場合における動物を含む。以下この条及び次条において同じ。）を輸出し、又は輸入した者
 - 二 第 8 条第 1 項の規定に違反して犬等についての届出をしなかつた者
 - 三 第 9 条第 1 項の規定に違反して犬等を隔離しなかつた者
- 第 27 条 次の各号の一に該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。
- 一 第 4 条の規定に違反して犬（第 2 条第 2 項の規定により準用した場合における動物を含む。以下この条において同じ。）の登録の申請をせず、鑑札を犬に着けず、又は届出をしなかつた者
 - 二 第 5 条の規定に違反して犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票を着けなかつた者
 - 三 第 9 条第 2 項に規定する犬等の隔離についての指示に従わなかつた者
 - 四 第 10 条に規定する犬に口輪をかけ、又はこれをけい留する命令に従わなかつた者
 - 五 第 11 条の規定に違反して犬等を殺した者
 - 六 第 12 条の規定に違反して犬等の死体を引き渡さなかつた者
 - 七 第 13 条に規定する犬の検診又は予防注射を受けさせなかつた者
 - 八 第 15 条に規定する犬又はその死体の移動、移入又は移出の禁止又は制限に従わなかつた者
 - 九 第 16 条に規定する犬の狂犬病のための交通のしや断又は制限に従わなかつた者
 - 十 第 17 条に規定する犬の集合施設の禁止の命令に従わなかつた者
- 第 28 条 第 18 条第 2 項において準用する第 6 条第 4 項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。

1 2 化製場等に関する法律（抄）

〔 昭和 23 年 7 月 12 日
法律 第 140 号 〕

最終改正 平成 14 年 3 月 30 日法律第 4 号

第 9 条 都道府県の条例で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、政令で定める種類の動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該動物の種類ごとに都道府県の条例で定める数以上に飼養し、又は収容しようとする者は、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、都道府県知事は、当該施設の構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合していると認めるときは、同項の許可を与えなければならない。

3 第 1 項の区域が指定され、又は当該区域、動物の種類若しくは種類ごとの動物の数が変更された際に動物を飼養し、又は収容するための施設で、当該動物を飼養し、又は収容している者であつて、当該指定又は変更により同項の許可を受けなければならないこととなる者は、当該指定又は変更の日から起算して 2 月間は、同項の規定にかかわらず、引き続きその施設で当該動物を飼養し、又は収容することができる。

4 前項の規定に該当する者が、同項に規定する期間内に、動物の種類及び数、施設の構造設備の概要その他都道府県の条例で定める事項をその施設の所在地の都道府県知事に対し届け出たときは、その者は、第 1 項の許可を受けたものとみなす。

6 第 1 項から第 4 項までの規定は、家畜市場その他政令で定める施設には、適用しない。

第 10 条 次の各号の一に該当する者は、これを 1 年以下の懲役又は 3 万円以下の罰金に処する。

三 前条第 1 項の規定に違反した者

第 12 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金又は料金を科する。

1 3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (抄)

〔平成10年10月2日〕
〔法律第114号〕

最終改正 平成15年10月16日法律第145号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(抄)

〔平成10年12月28日〕
〔政令第420号〕

最終改正 平成15年10月22日政令第459号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第54条第1号の輸入 禁止地域等を定める省令(抄)

〔平成11年12月1日〕
〔厚生・農林水産省令第2号〕

最終改正 平成15年10月30日厚生労働省令・農林水産省令第6号

(目的)

第1条 この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

(獣医師等の責務)

第5条の2 獣医師その他の獣医療関係者は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するとともに、その予防に寄与するよう努めなければならない。

2 動物等取扱業者(動物又はその死体の輸入、保管、貸出し、販売又は遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設若しくは場所における展示を業として行う者をいう。)は、その輸入し、保管し、貸出しを行い、販売し、又は展示する動物又はその死体が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物又はその死体の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(定義)

第6条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

2 この法律において「一類感染症」とは、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。)痘そう、ペスト、マールブルグ病及びラッサ熱をいう。

3 この法律において「二類感染症」とは、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス及びパラチフスをいう。

4 この法律において「三類感染症」とは、腸管出血性大腸菌感染症をいう。

5 この法律において「四類感染症」とは、E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、高病原性鳥インフルエンザ、マラリアその他の既に知られている感染症の疾病であって、動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

第6項から第14項まで(略)

(四類感染症)

政令第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)第6条第5項の政令で定める感染症の疾病は、E型肝炎、ウエストナイル熱、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、回帰熱、Q熱、狂犬病、高病原性鳥インフルエンザ、コクシジオイデス症、サル痘、腎症候性出血熱、炭疽、つつが虫病、デング熱、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、ライム病、リッ

サウイルス感染症、レジオネラ症及びレプトスピラ症とする。

(獣医師の届出)

第 13 条 獣医師は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症のうちエボラ出血熱、マールブルグ病その他の政令で定める感染症ごとに当該感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるサルその他の動物について、当該動物が当該感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときは、直ちに、当該動物の所有者（所有者以外の者が管理する場合においては、その者。以下この条において同じ。）の氏名その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の政令で定める動物の所有者は、獣医師の診断を受けない場合において、当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると認めたときは、同項の規定による届出を行わなければならない。

3 前二項の規定による届出を受けた都道府県知事は、直ちに、当該届出の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、その管轄する区域外において飼育されていた動物について第 1 項又は第 2 項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、当該動物が飼育されていた場所を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。

5 第 1 項及び前二項の規定は獣医師が第 1 項の政令で定める動物の死体について当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっていた疑いがあると検案した場合について、前 3 項の規定は所有者が第 1 項の政令で定める動物の死体について当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっていた疑いがあると認めた場合について準用する。

(獣医師の届出)

政令第 2 条 法第 13 条第 1 項の政令で定める感染症は、次の各号に掲げる感染症とし、同項に規定する政令で定める動物は、それぞれ当該各号に定める動物とする。

- 一 エボラ出血熱 サル
- 二 マールブルグ病 サル
- 三 ペスト プレーリードッグ
- 四 重症急性呼吸器症候群（病原体が S A R S コロナウイルスであるものに限る。）
イタチアナグマ、タヌキ及びハクピシン

(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)

第 15 条 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

3 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者は、前二項の規定による質問又は必要な調査に協力するよう努めなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第 5 項から第 8 項まで（略）

(感染症の病原体に汚染された場所の消毒)

第27条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者に対し、消毒すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒させることができる。

(ねずみ族、昆虫等の駆除)

第28条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域の管理をする者又はその代理をする者に対し、当該ねずみ族、昆虫等を駆除すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域を管轄する市町村に当該ねずみ族、昆虫等を駆除するよう指示し、又は当該都道府県の職員に当該ねずみ族、昆虫等を駆除させることができる。

(輸入禁止)

第54条 何人も、感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定める動物(以下「指定動物」という。)であって次に掲げるものを輸入してはならない。ただし、第一号の厚生労働省令、農林水産省令で定める地域から輸入しなければならない特別の理由がある場合において、厚生労働大臣及び農林水産大臣の許可を受けたときは、この限りではない。

- 一 感染症の発生の状況その他の事情を考慮して指定動物ごとに厚生労働省令、農林水産省令で定める地域から発送されたもの
- 二 前号の厚生労働省令、農林水産省令で定める地域を経由したもの

(指定動物)

政令第7条 法第54条の政令で定める動物は、イタチアナグマ、コウモリ、サル、タヌキ、ハクビシン、プレーリードッグ及びヤワゲネズミとする。

(輸入禁止地域)

省令第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)第54条第1号の厚生労働省令、農林水産省令で定める地域は、次の表の上欄に掲げる指定動物につき、相当下欄に掲げる地域とする。

指定動物	地域
イタチアナグマ、コウモリ、タヌキ、ハクビシン、プレーリードッグ及びヤワゲネズミ	すべての地域
サル	次に掲げる地域以外の地域 一 アメリカ合衆国 二 中華人民共和国、インドネシア共和国、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、ガイアナ協同共和国、スリナム共和国

(輸入検疫)

第55条 指定動物を輸入しようとする者(以下「輸入者」という。)は、輸出国における検査の結果、指定動物ごとに政令で定める感染症にかかっていない旨又はかかっている疑いがない旨その他厚生労働省令、農林水産省令で定める事項を記載した輸出国の政府機関により発行された証明書又はその写しを添付しなければならない。

2 指定動物は、農林水産省令で定める港又は飛行場以外の場所で輸入してはならない。

3 輸入者は、農林水産省令で定めるところにより、当該指定動物の種類及び数量、輸入の時期及び場所その他農林水産省令で定める事項を動物検疫所に届け出なければならない。この場合において、動物検疫所長は、次項の検査を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る輸入の時期又は場所を変更すべきことを指示することができる。

4 輸入者は、動物検疫所又は第2項の規定により定められた港若しくは飛行場内の家畜防疫官が指定した場所において、指定動物について、第1項の政令で定める感染症にかかっているかどうか、又はその疑いがあるかどうかについての家畜防疫官による検査を受けなければならない。ただし、特別の理由があるときは、農林水産大臣の指定するその他の場所で検査を行うことができる。

5 家畜防疫官は、前項の検査を実施するため必要があると認めるときは、当該検査を受ける者に対し、必要な指示をすることができる。

6 前各項に規定するもののほか、指定動物の検疫に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(輸入検疫の対象となる感染症)

政令第8条 法第55条第1項の指定動物ごとに政令で定める感染症は、サルについて、エボラ出血熱及びマールブルグ病とする。

(輸入届出)

第56条の2 動物(指定動物を除く。)のうち感染症を人に感染させるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの又は動物の死体のうち感染症を人に感染させるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの(以下この条及び第69条第9号において「届出動物等」という。)を輸入しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該届出動物等の種類、数量その他厚生労働省令で定める事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、輸出国における検査の結果、届出動物ごとに厚生労働省令で定める感染症にかかっていない旨又はかかっている疑いがない旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した輸出国の政府機関により発行された証明書又はその写しを添付しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、届出動物等の輸入の届出に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附則 (平成15年10月16日 法律第145号) 抄

第1条 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。ただし、第1条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第56条の次に1条を加える改正規定及び同法第69条に1号を加える改正規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

14 家畜伝染病予防法（抄）

〔 昭和 26 年 5 月 31 日 〕
〔 法律 第 166 号 〕

最終改正 平成 15 年 6 月 11 日法律第 73 号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、家畜の伝染性疾病（寄生虫病を含む。以下同じ。）の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「家畜伝染病」とは、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ相当下欄に掲げる家畜及び当該伝染性疾病ごとに政令で定めるその他の家畜についてのものをいう。

伝染性疾病の種類	家畜の種類
一 牛疫	牛、めん羊、山羊、豚
二 牛肺疫	牛
三 口蹄疫	牛、めん羊、山羊、豚
四 流行性脳炎	牛、馬、めん羊、山羊、豚
五 狂犬病	牛、馬、めん羊、山羊、豚
六 水胞性口炎	牛、馬、豚
七 リフトバレー熱	牛、めん羊、山羊
八 炭疽	牛、馬、めん羊、山羊、豚
九 出血性敗血症	牛、めん羊、山羊、豚
十 ブルセラ病	牛、めん羊、山羊、豚
十一 結核病	牛、山羊
十二 ヨーネ病	牛、めん羊、山羊
十三 ピロプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	牛、馬
十四 アナプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	牛
十五 伝達性海綿状脳症	牛、めん羊、山羊
十六 鼻疽	馬
十七 馬伝染性貧血	馬
十八 アフリカ馬疫	馬
十九 豚コレラ	豚
二十 アフリカ豚コレラ	豚
二十一 豚水胞病	豚
二十二 家きんコレラ	鶏、あひる、うずら
二十三 高病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら
二十四 ニューカッスル病	鶏、あひる、うずら
二十五 家きんサルモネラ感染症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	鶏、あひる、うずら
二十六 腐蛆病	みつばち

2 この法律において「患畜」とは、家畜伝染病（腐蛆病を除く。）にかかっている家畜をいい、「疑似患畜」とは、患畜である疑いがある家畜及び牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、鼻疽又はアフリカ豚コレラの病原体に触れたため、又は触れた疑いがあるため、患畜となるおそれがある家畜をいう。

3 農林水産大臣は、第 1 項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

（特定家畜伝染病防疫指針）

第 3 条の 2 農林水産大臣は、家畜伝染病のうち、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして農林水産省令で定めるものについて、検査、消毒、家畜等の移動の制限その他当該家畜伝染病に応じて必要となる措置を総合的に実施するための指針（以下この条において「特定家畜伝染病防疫指針」という。）を作成し、公表するものとする。

2 都道府県知事及び市町村長は、特定家畜伝染病防疫指針に基づき、この法律の規定による家畜伝染病

の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるものとする。

- 3 農林水産大臣は、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

第2章 家畜の伝染性疾患の発生の予防

(伝染性疾患についての届出義務)

第4条 家畜が家畜伝染病以外の伝染性疾患(農林水産省令で定めるものに限る。以下「届出伝染病」という。)にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見したときは、当該家畜を診断し、又はその死体を検案した獣医師は、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、前項の伝染性疾患を定める農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴くとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定は、家畜が届出伝染病にかかり、又はかかっている疑いがあることを第40条又は第45条の規定による検査中に発見した場合その他農林水産省令で定める場合には、適用しない。

4 都道府県知事は、第1項の規定による届出があつたときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を当該家畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長に通報するとともに農林水産大臣に報告しなければならない。

(新疾患についての届出義務)

第4条の2 家畜が既に知られている家畜の伝染性疾患とその病状又は治療の結果が明らかに異なる疾患(以下「新疾患」という。)にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見したときは、当該家畜を診断し、又はその死体を検案した獣医師は、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定は、家畜が新疾患にかかり、又はかかっている疑いがあることを第40条又は第45条の規定による検査中に発見した場合その他農林水産省令で定める場合には、適用しない。

3 第1項の規定による届出を受けた都道府県知事は、当該届出に係る家畜又はその死体の所有者に対し、当該家畜又はその死体について家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるものとする。

4 都道府県知事は、前項の検査により当該家畜がかかり、又はかかっている疑いがある疾患が、新疾患であり、かつ、家畜の伝染性疾患であることが判明した場合において、当該疾患の発生を予防することが必要であると認めるときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に報告し、かつ、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長に通報しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の場合には、同項の家畜の伝染性疾患の発生の状況を把握し、当該疾患の病原及び病因を検索するため、家畜又はその死体の所有者に対し、家畜又はその死体について家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるものとする。

6 前項の規定による命令は、農林水産省令で定める手続に従い、その実施期日の3日前までに次に掲げる事項を公示して行う。

- 一 実施の目的
- 二 実施する区域
- 三 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲
- 四 実施の期日
- 五 検査の方法

7 農林水産大臣は、第4項の規定による報告を受けたときは、同項の家畜の伝染性疾患の発生を予防するために必要な試験研究、情報収集等を行うよう努めなければならない。

(監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査等)

第5条 都道府県知事は、農林水産省令の定めるところにより、家畜又はその死体の所有者に対し、家畜又はその死体について、家畜伝染病又は届出伝染病(以下「監視伝染病」と総称する。)の発生を予防し、又はその発生を予察するため必要があるときは、その発生の状況及び動向(第4項において「発生の状況等」という。)を把握するための家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定による命令は、農林水産省令で定める手続に従い、その実施期日の10日前までに次に掲げる事項を公示して行う。ただし、緊急の場合には、その期間を3日まで短縮することができる。

- 一 実施の目的
- 二 実施する区域
- 三 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲
- 四 実施の期日
- 五 検査の方法

3 都道府県知事は、第1項の検査の結果を、農林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣に報告しなければならない。

4 農林水産大臣は、都道府県知事に対し、第4条第4項、前項又は第13条第4項の規定による報告により得られた監視伝染病の発生の状況等についての情報を提供するとともに、監視伝染病の発生の予防の

ために必要な指導を行うものとする。

5 都道府県知事は、前項の規定による情報の提供又は指導を受けたときは、家畜の所有者又はその組織する団体に対し、監視伝染病の発生の予防のために必要な助言及び指導を行うものとする。

6 都道府県知事は、家畜の所有者又はその組織する団体が行う監視伝染病の発生の予防のための措置の効果が適切に確保されるようにするため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣又は関係都道府県知事に対し、農林水産大臣又は関係都道府県知事が講ずべき措置について、必要な要請をすることができる。

(化製場についての制限)

第 11 条 化製場においては、農林水産大臣が特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するため必要があると認めて指定する骨肉皮毛類については、農林水産省令で定める基準に適合する設備及び方法によるものでなければ、これを原料とする製造を行ってはならない。

第 3 章 家畜伝染病のまん延の防止

(病性鑑定のための処分)

第 20 条 都道府県知事は、病性鑑定のため必要があるときは、家畜防疫員に家畜の死体を剖検させ、又は剖検のため疑似患畜を殺させることができる。

2 家畜防疫員は、病性鑑定のため必要があるときは、疑似患畜の所有者に対し、7日をこえない範囲内において期間を定め、当該家畜を殺してはならない旨を指示することができる。

(死体の焼却等の義務)

第 21 条 次に掲げる患畜又は疑似患畜の死体の所有者は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅滞なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなければならない。ただし、病性鑑定又は学術研究の用に供するため都道府県知事の許可を受けた場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、伝達性海綿状脳症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水胞病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病の患畜又は疑似患畜の死体

二 流行性脳炎、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血又は家きんサルモネラ感染症の患畜又は疑似患畜の死体(と畜場において殺したものを除く。)

2 前項の死体は、同項ただし書の場合を除き、同項の指示があるまでは、当該死体を焼却し、又は埋却してはならない。

3 第 1 項の規定により焼却し、又は埋却しなければならない死体は、家畜防疫員の許可を受けなければ、他の場所に移し、損傷し、又は解体してはならない。

4 家畜防疫員は、第 1 項ただし書の場合を除き、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、同項の患畜又は疑似患畜の死体について、同項の指示に代えて、自らこれを焼却し、又は埋却することができる。

5 伝達性海綿状脳症の患畜又は疑似患畜の死体の所有者に対する前各項の規定の適用については、これらの規定中「焼却し、又は埋却」とあるのは、「焼却」とする。

(化製場等に関する法律の特例)

第 22 条 第 20 条第 1 項の規定による剖検のため家畜の死体を解体する場合、前条第 1 項又は第 4 項の規定により家畜の死体を焼却し、又は埋却する場合及び同条第 3 項の許可を受けて家畜の死体を解体する場合には、化製場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140 号)第 2 条第 2 項の規定(死亡獣畜取扱場外における処理の禁止)は、適用しない。

(畜舎等の消毒の義務)

第 25 条 患畜若しくは疑似患畜又はこれらの死体の所在した畜舎、船舶、車両その他これに準ずる施設は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、その所有者が消毒しなければならない。ただし、家きんサルモネラ感染症の患畜若しくは疑似患畜又はこれらの死体の所在した施設その他農林水産省令で定める施設は、指示を待たないで、消毒することを妨げない。

2 前項の畜舎、船舶、車両その他これに準ずる施設の所有者は、同項ただし書の場合を除き、家畜防疫員の指示があるまでは、当該施設を消毒してはならない。

3 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、第 1 項の施設(同項ただし書の施設を除く。)について、同項の指示に代えて、自らこれを消毒することができる。

(病原体に触れた者の消毒の義務)

第 28 条 家畜伝染病の病原体に触れ、又は触れたおそれがある者は、遅滞なく、自らその身体を消毒しなければならない。

(家畜等の移動の制限)

第 32 条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、規則を定め、一定種類の家畜、その死体又は家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の当該都道府県の区域内での移動、当該都道府県内への移入又は当該都道府県外への移出を禁止し、又は制限することができる。

2 農林水産大臣は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、農林水産省令の定めるとこ

るにより、区域を指定し、一定種類の家畜、その死体又は家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の当該区域外への移出を禁止し、又は制限することができる。

(家畜集合施設の開催等の制限)

第33条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、規則を定め、競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物の開催又はと畜場若しくは化製場の事業を停止し、又は制限することができる。

第5章 雑則

(立入検査等)

第51条 家畜防疫官又は家畜防疫員は、家畜の伝染性疾病を予防するため必要があるときは、競馬場、家畜市場、家畜共進会場等家畜の集合する場所、畜舎、化製場若しくは死亡獣畜取扱場、と畜場、倉庫、船舶、車両、航空機又は家畜の伝染性疾病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがあるその他の場所に立ち入つて動物その他の物を検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要な限度において、動物の血液、乳汁等を採取し、若しくは動物の死体その他の物を集取することができる。

2 前項の規定による立入検査、質問、採取又は集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告)

第52条 農林水産大臣又は都道府県知事は、家畜の伝染性疾病を予防するため必要があるときは、農林水産省令で定める手続に従い、動物の所有者、獣医師、家畜の伝染性疾病の病原体の所有者、飼料の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者、競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物の開催者又は化製場若しくは死亡獣畜取扱場若しくはと畜場の所有者に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

第6章 罰則

第64条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第11条、第21条第1項若しくは第3項の規定に違反した者

三 第33条の規定による禁止、停止又は制限に違反した者

第65条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第21条第2項又は第25条第1項の規定に違反した者

二 第4条の2第3項若しくは第5項、第5条第1項の規定による命令に違反した者

五 第20条第1項の規定による剖検又は殺処分を拒み、妨げ、又は忌避した者

十二 第51条第1項の規定による検査、採取若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十三 第52条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第66条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

1 5 東京都地域防災計画（抜粋）

（震災編）平成 15 年修正

第 1 1 章 医療救護

第 5 節 保健衛生

1 ~ 6 略

7 動物愛護

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

都は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、区市町村等関係機関や都獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

(1) 被災地域における動物の保護

飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、都は、区市町村、都獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

都は、避難所を設置する区市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

ア 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等区市町村への支援

イ 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整

ウ 他縣市への連絡調整及び要請

(3) 動物愛護の活動方針

ア 都獣医師会、動物関係団体等の設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護、援護を行う。

イ 都は、「動物救援本部」を支援する立場から、情報の提供、「動物救護班」「動物医療班」の援護活動への応援及び活動の拠点としての場の提供を行う。

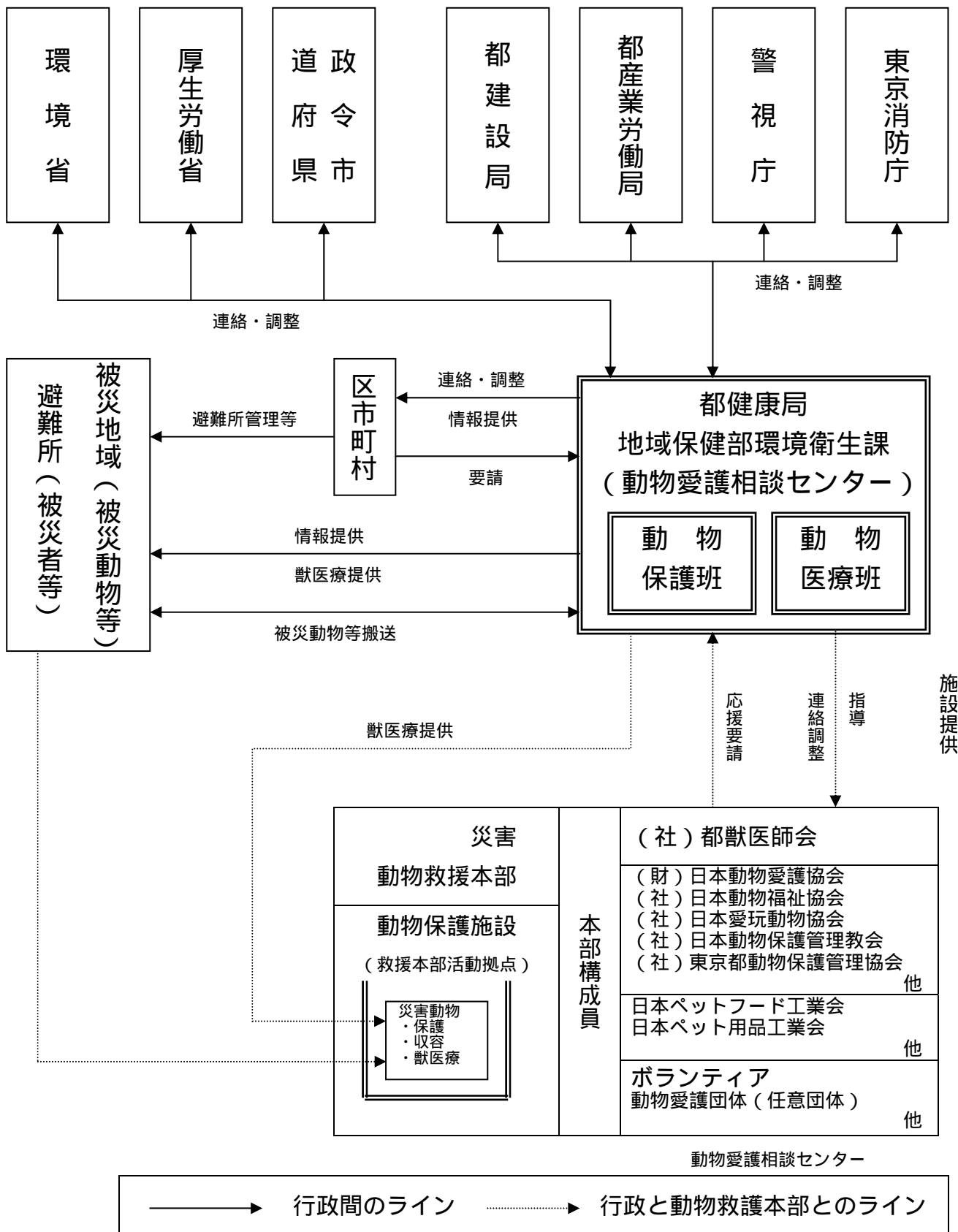
ウ 「動物保護班」「動物医療班」は、被災住民への動物援護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所等での動物医療に携わる。

(4) 「動物保護班」「動物医療班」編成

ア 動物保護班（動物監視員（獣医師）1 名、動物指導員（運転・技術）2 名）
特別区内 5 班 多摩地区 4 班

イ 動物医療班（動物監視員（獣医師）2 名、動物指導員（運転）1 名）
特別区内 2 班 多摩地区 2 班

（48 時間から 72 時間後までの応急体制）



16 主な動物関係法の所管及び対象動物

分類	法律	所管 国 都	哺乳類				鳥類				は虫類	両生類	魚類	節足動物	その他	
			犬	猫	馬 牛 豚 羊 山羊	ウサギ	その他	鶏 あひる	うず ら 七面鳥	鳩	その他	カメ トカゲ ヘビ	カエル モリ サン ショウ ウオ等	タイ マグ ロ・熱 帯魚等	クモ・ ムカデ 等	貝、蟻、 マイ、 ナメ クジ等
飼養動物	飼養動物 動物の愛護及び管理 に関する法律	環境省 健康局				いえ つぎ				いえ ばと						
	犬の 登録	厚労省 健康局														
	補助 犬	厚労省 健康局														
	家畜	家畜伝染病予防法	農水省 産労局				水牛・し か・いの しし								みつば ち	
		家畜商法	農水省 産労局													
		家畜取引法	農水省 産労局													
		家畜改良増殖法	農水省 産労局													
	畜舎 許可	化製場等に関する法 律	厚労省 健康局													
	競馬	競馬法	農水省			競馬 馬										
	獣医	獣医師法	農水省 産労局					鶏	うず ら		カ ン 科・カ ン 科・カ ン 科・ ア リ 科 全種					
獣医療法		農水省 産労局														
飼養動物以外	害虫 駆除	植物防疫法	農水省 産労局													
	漁業 海洋	漁業法	農水省 産労局													
		海洋生物資源の保存 及び管理に関する法 律	農水省 産労局													
		排他的経済水域にお ける漁業等に関する 主権的権利の行使等 に関する法律	農水省 産労局													
		持続的養殖生産確保 法	農水省 産労局										養殖の もの			
	野生 生物	鳥獣の保護及び狩猟 の適正化に関する法 律	環境省 環境局													
絶滅のおそれのある 野生動植物の種の保 存に関する法律		環境省														
臘虎臘肭獣猟獲取締 法		農水省					ラ ッコ オ ット セ イ									
感染症	感染症の予防及び感 染症の患者に対する 医療に関する法律	厚労省														
		健康局														

すべての動物に適用
 一部の動物に適用
 該当動物のみに適用

17 動物愛護推進員制度概要

【動物愛護推進員とは】

知事は、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法律」という。)第 21 条及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例(以下「条例」という。)第 46 条に基づき地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する都民のうちから動物愛護推進員を委嘱できます。

動物愛護推進員による法律及び条例で規定された動物の愛護及び適正飼養に係る活動と行政と民間との協働・連携等を通じて地域における「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」を図るものです。

【動物愛護推進員を設置した背景】

近年、人と動物を取り巻く環境は大きく変化し、動物との共生の推進がますます重要視されるようになりました。国では動物が命あるものであり、人と動物との共生に配慮することを基本原則として法律が改正されました。都においても、こうした動きを踏まえ、平成 14 年 3 月に条例を改正しました。この改正により「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」を将来に目指す方向として明記され、施策面において特に行政と民間との協力の重要性から、その具体策の一環として、動物愛護推進員の導入が必要となりました。

【具体的な活動内容及び方法】

< 法第 21 条第 2 項に規定する活動 >

- 1 動物の愛護と適正飼養の重要性について都民の理解を深めること。
- 2 犬猫の繁殖防止、不妊去勢手術その他の措置に関する必要な助言
- 3 動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援
- 4 都区市町村が行う施策への協力

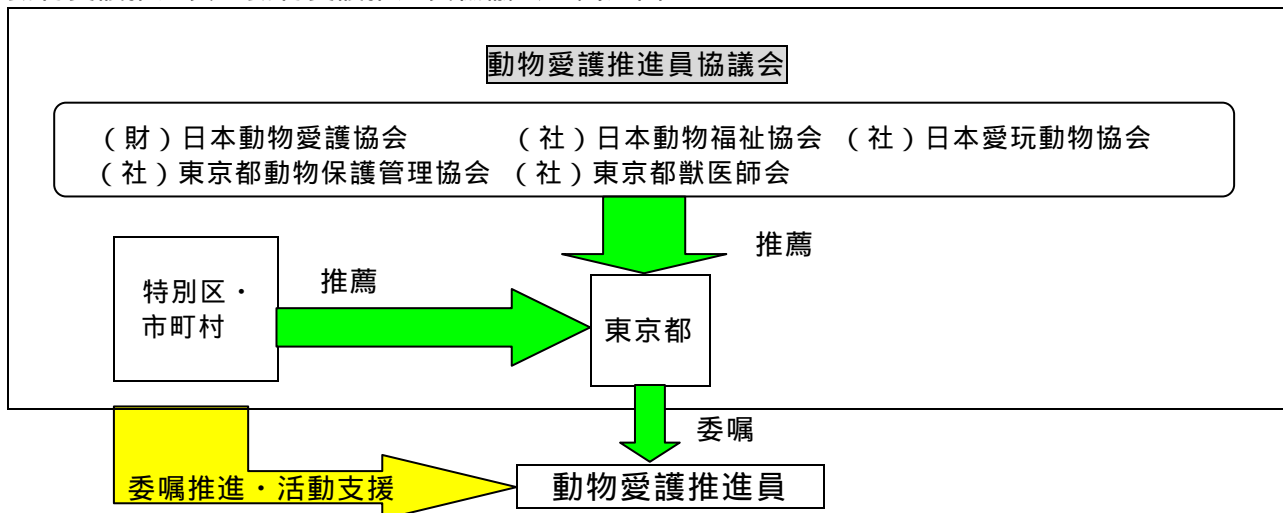
< 条例第 46 条に規定する活動 >

- 1 飼い主になろうとする者に対し、飼養目的、環境に適した動物の選び方に関する必要な助言
- 2 飼い主に対し、その求めに応じて、動物の適正な飼養方法に関する必要な助言

【動物愛護推進員協議会とは】

動物愛護推進員協議会は、法律第 22 条に規定され、動物愛護推進員の委嘱の推進と活動に対する支援と調整等について必要な協議を行う組織です。この組織は、行政機関及び関係団体等から推薦を受けた代表者による委員で構成され、委員の任期は 3 年です。(平成 15 年度現在 9 名で構成)

< 動物愛護推進員と動物愛護推進員協議会の関連図 >



動物愛護推進員制度とは

< 設置及び活動の根拠 >

東京都動物の愛護及び管理に関する条例（昭和 54 年東京都条例第 81 号）

（動物愛護推進員）

第 46 条 知事は、動物の愛護及び適正な飼養の推進について熱意と識見を有する都民のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 前項の動物愛護推進員は、法第 21 条第 1 項に規定する動物愛護推進員とする。

3 動物愛護推進員は、法第 21 条第 2 項に掲げるもののほか、次に掲げる活動を行う。

一 飼い主になろうとする者に対し、その求めに応じて、飼養の目的、環境等に適した動物の選び方に関する必要な助言をすること。

二 飼い主に対し、その求めに応じて、動物の適正な飼養方法に関する必要な助言をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定めること。

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）

（動物愛護推進員）

第 21 条 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

一 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。

二 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。

三 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。

四 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。

（協議会）

第 22 条 都道府県等、動物の愛護を目的とする公益法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

1 8 飼い主のいない猫との共生モデルプラン実施状況

飼い主のいない猫にかかわる問題を、人と猫とが共存する方向で地域住民と民間動物愛護団体及び行政が協働して解決を図る試行的な取組みを行う地域を「モデル地域」に指定し、問題解決に向けた活動をモデルプランとして区市町村及び都が連携して支援を行う。構築された複数のモデルプランを、広く応用可能なガイドラインとしてまとめ今後の「飼い主のいない猫」対策の指針とする。平成 13 年度から平成 15 年度までの計画期間中に条件の異なる 10 地域程度を指定する。

(モデル地域指定年度)

- 1 新宿区 A 地域 (平成 13 年)
飼い主のいない猫の増加を抑えるため、住民の話し合いにより解決を図っている。
- 2 西東京市 B 地域 (平成 13 年)
地域の理解合意形成を得るため地道な話し合いが行われ、地域での猫との共存が進んでいる。
- 3 立川市 C 地域 (平成 14 年)
えさを与えていた人が死去し、残された猫に対する地域住民の活動。
- 4 新宿区 D 地域 (平成 14 年)
猫対策に悩んでいた町の町会長が中心となって活動が行われている地域。新宿区 A 地域の活動を参考に住民が主体的に活動を開始したもの。
- 5 世田谷区 E 地域 (平成 14 年)
高齢者が多い集合住宅の地域。動物愛護団体の支援を得て自治会が取り組む。
- 6 西東京市 F 地域 (平成 15 年)
無責任なえさやりにより増えた猫を、地域住民がえさを与える人の意識改革を図りながらともに活動して解決を目指す地域
- 7 国立市 G 地域 (平成 15 年)
捨て猫が多い河川に隣接した集合住宅における住民の活動活動が、動物遺棄防止につながることを目指す。
- 8 葛飾区 H 地域 (平成 15 年)
住居への猫の侵入、糞尿ふんの悪臭等に悩んでいた集合住宅自治会が、一部居住者を中心に自治会が問題解決を進め、地域全体の動物飼育モラル向上を目指す。
- 9 新宿区 I 地域 (平成 15 年)
多数の人が出入りし、無責任なえさやりに悩むオフィスビルや商店街のある繁華街の自治会が、猫と共生する街づくりを目指して取り組んでいる地域。
- 10 狛江市 J 地域 (平成 15 年)
猫の多い住宅街の自治会を中心に、地元商店会や住民の理解や協力を深めながら猫の糞害などの解決に取り組み、地域での動物愛護教育の推進を目指す。

19 人と動物との共通感染症等 解説

(五十音順)

1 ウエストナイル熱(四類感染症)

- 1) 病原体 ウエストナイルウイルス
- 2) 関係する動物 鳥類、蚊
- 3) 感染経路 感染した鳥を吸血した蚊を媒介して感染する。
- 4) 動物の症状 ほとんどの鳥は無症状。カラス、猛禽類など一部の鳥で脳炎。
- 5) 人の症状 約80%は無症状。発症した場合は、発熱、頭痛、全身の筋肉痛など。約1%以下が重症となり、頭痛、高熱、意識障害、昏睡、痙攣、麻痺など。

2 エキノコックス症(四類感染症)

- 1) 病原体 エキノコックス属条虫
- 2) 関係する動物 キツネ、犬、野ネズミ
- 3) 感染経路 感染したキツネや犬のフンに排泄される虫卵が、水や食物を介して人の口から入る。
- 4) 動物の症状 キツネ、犬ではほとんど無症状。
- 5) 人の症状 感染初期(約10年以内)は無症状。進行すると、肝腫大、腹痛、黄疸、肝機能障害などが現れる。

3 エボラ出血熱(一類感染症)

- 1) 病原体 エボラウイルス
- 2) 関係する動物 サル
- 3) 感染経路 血液や体液との直接接触が主と考えられているが、サルから人への感染経路は不明。人から人へも感染する。
- 4) 動物の症状 カニクイザル、アフリカミドリザルでは、元気消失、沈うつ、出血、肝機能障害など。6~10日で100%死亡する。
- 5) 人の症状 突然の発熱とともに、関節痛、筋肉痛、頭痛が出現し、やがてのどの痛み、下痢、腹痛が現れる。その3~4日後、約半数で出血傾向が現れる。人での致死率は55~85%。

4 オウム病(四類感染症)

- 1) 病原体 オウム病クラミジア
- 2) 関係する動物 オウム、インコ、その他の鳥類
- 3) 感染経路 病鳥や保菌鳥のフンの中のクラミジアを吸い込むことで感染する。口移しで餌を与えたり、かまれた場合にも感染する可能性がある。
- 4) 動物の症状 元気がなく、さえずりもなくなり、目を閉じて羽を逆立ててふくらんでいる。また、下痢がみられ、やせてくる。ヒナや若鳥で症状が重く、成鳥では無症状のことがある。
- 5) 人の症状 高熱、頑固な咳など、風邪の症状に似る。重症の場合は肺炎を起こす。

5 Q熱(四類感染症)

- 1) 病原体 Q熱リケッチア
- 2) 関係する動物 猫、犬、牛、羊
- 3) 感染経路 感染動物の尿やフン、羊水、乳汁などに排泄された菌が環境を汚染し、それを人が吸い込んで感染することが多い。牛や羊の未殺菌の乳製品、生肉などを食べて感染することもある。
- 4) 動物の症状 症状を示さないことがほとんど。妊娠している牛や羊が感染すると、流産や死産を起こすことがある。
- 5) 人の症状 感染者の約半数は症状が現れない。軽い呼吸器症状で治ることも多い。急性型では、発熱、頭痛、筋肉痛、全身倦怠感などインフルエンザに似る。心内膜炎などに移行する重症例もある。

6 狂犬病(四類感染症)

- 1) 病原体 狂犬病ウイルス
- 2) 関係する動物 すべての哺乳類、鳥類
- 3) 感染経路 感染動物による咬み傷などから感染する。
- 4) 動物の症状 狂躁型(狂暴性を示し、みさかいなく咬みつく)と麻痺型(頭や頸の筋肉が麻痺す

- る)があるが、いずれも昏睡して死亡する。
- 5) 人の症状 発症すると様々な神経症状が現れ、昏睡に陥り死亡する。
- 7 高病原性鳥インフルエンザ(四類感染症)
- 1) 病原体 インフルエンザウイルス
- 2) 関係する動物 鳥類
- 3) 感染経路 病鳥との接触
- 4) 動物の症状 集団での突然の死亡、呼吸器症状、顔面や脚部の浮腫、出血斑もしくはチアノーゼ、下痢など
- 5) 人の症状 発熱、せき
- 8 サル痘(四類感染症)
- 1) 病原体 サル痘ウイルス
- 2) 関係する動物 げっ歯類、サル
- 3) 感染経路 感染動物との接触
- 4) 動物の症状 発熱、咳、目やに、リンパ節の腫大、発疹
- 5) 人の症状 天然痘に類似した皮膚の発疹、発熱、咳、頭痛、筋肉痛、リンパ節の腫大など
- 9 重症急性呼吸器症候群(SARS)(一類感染症)
- 1) 病原体 SARSコロナウイルス
- 2) 関係する動物 不明
- 3) 感染経路 動物からの感染経路は不明。人から人へは飛沫感染や接触感染。
- 4) 動物の症状 不明
- 5) 人の症状 2~7日の潜伏期の後、急激な発熱、咳、全身倦怠、筋肉痛などのインフルエンザ様の前駆症状が現れる。2~数日間で呼吸困難、乾いた咳などの下気道炎症が現れ、肺炎になる。肺炎になった人の8~9割が1週間程度で回復してくるが、1~2割が重症となる。
- 10 ニパウイルス感染症(四類感染症)
- 1) 病原体 ニパウイルス
- 2) 関係する動物 豚、コウモリ
- 3) 感染経路 コウモリから感染した豚から感染する。
- 4) 動物の症状 豚では震え、攻撃的行動などの神経症状、興奮、血液を含む鼻水、筋肉強直、呼吸困難、痙攣、起立不全など
- 5) 人の症状 5~7日の潜伏期の後、発熱、頭痛、眠気、方向感覚喪失、首の痛み、麻痺、混乱状態、異常行動。死亡率は約40%。
- 11 ペスト(一類感染症)
- 1) 病原体 ペスト菌
- 2) 関係する動物 げっ歯類、ノミ
- 3) 感染経路 保菌ノミの咬傷、野ネズミや家ネズミなど感染動物との接触
- 4) 動物の症状 急性の敗血症
- 5) 人の症状 感染ルートや臨床像によって腺ペスト、敗血症型ペスト、肺ペストに分けられる。腺ペストは感染部位近くのリンパ節の腫脹、壊死、突然の発熱、頭痛、悪寒。発症後3~4日後に敗血症を起こし、2~3日以内に死亡する。敗血症型ペストは急激なショック症状、昏睡、手足の壊死を起こし、発症後2~3日以内に死亡する。肺ペストは腺ペストや敗血症型ペストの末期に肺に侵入した菌が患者の呼気から排泄され、人から人に伝播する。強烈な頭痛、嘔吐、高熱、呼吸困難を起こし、発病後24時間以内に死亡する。
- 12 野兔病(四類感染症)
- 1) 病原体 ツラレミア
- 2) 関係する動物 野ウサギ、げっ歯類、ダニ
- 3) 感染経路 感染動物との接触、あるいは、感染動物を吸血したダニなどを介して感染する。
- 4) 動物の症状 げっ歯類では急性の敗血症を起こして死亡する。
- 5) 人の症状 突然の発熱、頭痛、悪寒、筋肉痛、嘔吐などの症状に続いて、菌が侵入した部位が化膿し、所属リンパ節が腫れる。

20 脚注一覧

ア行

逸走	飼養動物が逃げ出す、又は迷走すること。不適正管理によるもののほか、災害時の脱出等様々な原因がある。(脚注14)
衛生害虫	ハエ、カ、ゴキブリなど、公衆衛生上問題となる節足動物。感染症の病原体を媒介するものもある。(脚注38)
疫学	感染症について、発生数、病原体の感染源、感染経路等から流行を解明していこうとする学問(脚注39)
エキゾチックアニマル	海外産のは虫類・両生類を中心とした野生由来ペットの総称。近年、価値観の多様化等から、飼養する人が増えている。(脚注12)
NPO	Non Profit Organization の略。民間の非営利組織で社会的課題に、市民が主体的に取り組んでいる組織(脚注25)

カ行

飼い主のいない猫	都市で生活する特定の飼い主のいないねこのこと。ほとんどが「えさやり」などから何らかの食料を得ているとみられる。(脚注10)
飼い主ボランティア	自ら飼養動物とともに福祉施設等を訪問し、動物介在活動等に協力するボランティア(脚注30)
外来種	本来の生息域を越えて人為的に導入された生物種。移入種とも言う。(脚注22)
家禽 ^{きん}	農業に供されるために使用される鳥の総称。鶏、アヒル、かもなど(脚注36)
化製場	牛、豚等家畜の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、肥料、飼料などを製造するために設けられた施設で都道府県知事(特別区長)の許可を受けたもの。(脚注37)
家庭動物	家庭等で愛玩動物又は伴侶動物として飼養されている動物並びに学校等で情操の涵養等の目的で飼養されている動物。(脚注19)
狂犬病予防事業	狂犬病による人への危害防止を目的とした事業。飼い犬の登録、予防ワクチン接種、輸入検疫、野犬の捕獲等を行っている。(脚注40)
けい留義務	犬を柵などの囲いの中か、つないで飼養すること。犬を公共の場所で移動・運動させる場合にも東京都条例では、犬を綱等で保持することを飼い主に義務付けている。(脚注9)
咬傷 ^{こう}	咬まれたことによる傷。東京都条例では、咬傷事故を起こした犬の飼い主に、知事への事故の届出と、狂犬病の疑いの有無について獣医師の検診を受けさせることを義務付けている。(脚注11)
個体識別措置	動物の飼養者を明らかにするために、動物に名札、脚輪、マイクロチップ等の器具等を装着すること。(脚注24)
コンパニオンアニマル	伴侶動物。飼い主が家族の一員のように考え、飼養している家庭動物(脚注15)

サ行

災害対策基本法	災害から国土、国民を守るために体制整備、防災計画、災害復旧等を定めた法律(脚注42)
再興感染症	結核に代表される一時期患者数が減少したが、最近再び勢いを盛り返している感染症(脚注20)
在来固有種	環境的に閉鎖された本来の生息域の中で存在する生物種。対義語は移入種(外来種)。(脚注3)
指定地方公共機関	防災に関して知事が指定した公益的事業を行う法人。自治体の防災計画作成、実施に当たって協力する責務を有する。(脚注43)
社会性	飼養動物が生活していく上で必要とされる、人間社会や他の動物、社会環境に適応する能力(脚注26)
飼養動物種	動物取扱業者の取り扱う動物の種類。取り扱う場合に登録の必要な哺乳類、鳥類、爬虫類以外でも両生類、魚類、昆虫類等多様なものがある。(脚注13)

新興感染症	エボラ出血熱、SARS に代表される新たに発見される重篤な症状を示す感染症(脚注17)
身体障害者補助犬	「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」を言う。身体に障害を持つ飼い主の生活の補助を行う犬。飼い主の障害に合わせて、目や耳、手足の代わりとなるよう、育成施設で訓練を受け、認定される。(脚注1)
生物多様性	地球上のすべての生物の間の変異性。多様性には、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。(脚注18)
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	絶滅のおそれのある動植物の保存を図ることにより、良好な自然環境を保全していくための法律。(脚注34)

夕行

闘犬種	土佐犬、ピットブルなど、闘犬競技のために改良された犬種(脚注41)
同行避難	大地震、噴火等、非常災害時に飼養動物を同行して避難すること。(脚注44)
動物愛護相談センター	東京都動物愛護の中核をなす施設。犬、ねこの保護収容、負傷動物(いえずぎ、にわとり及びあひる)の収容、譲渡事業、講習会等を行う。(脚注6)
動物介在活動	動物とのふれあいを通じて、対象となる人の生活の質の向上、レクリエーション、情緒的な安定等を目的として実施される活動。高齢者、心身障害者に対する効果が期待されている。(脚注23)
動物看護師	動物病院等で獣医師の補助、動物の世話をを行うスタッフ。(脚注28)
動物管理士	動物の適正飼養、しつけ等について、一定の知識、技術を習得した者。(脚注27)
動物シェルター	動物愛護団体等が運営するペット動物の保護収容施設。阪神・淡路大震災以降、非常災害時における必要性が注目されている。(脚注32)
動物取扱業	動物の販売、展示等、施設を設置して動物を扱う業者。都条例に基づき、登録と動物取扱主任者の設置が義務付けられている。(脚注5)
動物取扱業の登録制度	都内で動物の飼養保管のための施設を設置し、動物取扱業を行おうとする場合、営業の種類、施設の構造等について、都の登録を受けることとなっている。(脚注33)
動物取扱頭数	東京都動物の愛護及び管理に関する条例等に基づき動物愛護相談センター等で保護、収容される犬、ねこ、その他負傷動物(いえずぎ、にわとり及びあひる)の数(脚注7)
動物訪問活動	動物介在活動のために、対象施設に動物を連れて訪問する活動(脚注29)
動物由来感染症	人と動物との共通感染症のうち、動物から人へ伝染する感染症(脚注21)
特定動物	「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」に基づくライオン、わし、わにその他の危険な動物で、同規則で定めるもの(脚注4)
ドッグラン	飼い犬が自由に運動できるよう、引き綱を外しても他人に危害が加わらないよう囲まれた区画。広場、公園等に設置される。(脚注16)

八行

ハイリスクグループ	ある疾患において、一般に高い頻度で発生する危険性があると考えられる特定因子を持つグループのことをいう。(脚注31)
人と動物との共通感染症	感染症のうち、種の壁を超えて人と動物とに感染性を示す感染症の総称。(脚注2)
負傷動物	道路、公園等公共の場所で疾病にかかり、又は負傷した犬、ねこ、にわとり、あひる、いえずぎがいた場合は、センターで収容することとなっている。(脚注8)

マ行

マイクロチップ	2mm×12mmの生体ガラスで覆われた電子標識器具。15けたの数字が書き込まれている。皮下に注入し、専用のリーダー(読取機)で感知してデータを読み取る。(脚注35)
---------	--